

令和元年定例第4回市議会会議録(第2日)

令和元年12月5日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 河野 | 一仁 | 9番 | 上津原 | 博 |
| 2番 | 森 | 弘子 | 10番 | 荒巻 | 隆伸 |
| 3番 | 村上 | 義徳 | 11番 | 壇 | 康夫 |
| 4番 | 奥菌 | 由美子 | 13番 | 中島 | 一博 |
| 5番 | 吉原 | 政宏 | 14番 | 宮本 | 五市 |
| 6番 | 末吉 | 達二郎 | 15番 | 牛嶋 | 利三 |
| 7番 | 古賀 | 義教 | 16番 | 瀬口 | 健 |
| 8番 | 前原 | 武美 | | | |

2. 不応招議員は次のとおりである。

12番 中尾 眞智子

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 田中裕樹 | 係長 | 堤和美 |
| 参与 | 馬場洋輝 | 書記 | 大木新介 |

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|-----------------|-------|---------------------------------|-------|
| 市長 | 松嶋盛人 | 農林水産課長 | 宮崎眞一 |
| 副市長 | 宮寄敬介 | 商工観光課長 | 岡俊幸 |
| 教育長 | 待鳥博人 | 上下水道課長 | 甲斐田裕士 |
| 監査委員 | 平井常雄 | 学校教育課長 | 藤吉裕治 |
| 総務部長 | 西山俊英 | 介護支援課長 兼地域包括支援センター長 | 古賀富美子 |
| 保健福祉部長 | 松尾博 | 地域包括支援センター長補佐 兼介護支援課長補佐 | 田中恭子 |
| 市民部長 兼市民課長 | 築地原良太 | 地域包括支援センター 地域包括支援センター係長 | 山下優子 |
| 環境経済部長 | 坂田良二 | 市民課住民係長 | 大石由美子 |
| 建設都市部長 | 富重巧斉 | 教育部指導室長 | 屋形朋子 |
| 教育部長 | 野田圭一郎 | 企画振興課企画 企画・地方創生係 地方創生担当係長 | 宮川浩則 |
| 消防長 | 北嶋俊治 | 企画振興課企画・地方創生係 企画担当係長 | 村越公貞 |
| 総務課長 | 椛嶋晋治 | 総務課庶務法制係 庶務担当係長 | 山下昭文 |
| 財政課長 | 木村勝幸 | 秘書広報課長 | 久保井千代 |
| 企画振興課長 | 堤則勝 | 秘書広報課 秘書広報係 広報担当係長 | 高野志乃扶 |
| 財政課長補佐 兼財政係長 | 大坪康春 | 行政委員会事務局長 | 盛田勝徳 |
| 福祉事務所長 | 木村加代子 | エネルギー政策課長 | 古田稔 |
| 健康づくり課長 | 田中聡美 | エネルギー政策課 エネルギー政策係長 | 渡邊満昭 |
| 環境衛生課長 | 松尾和久 | | |

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

| 質 問 者 | | | 質 問 件 名 |
|-------|----------|---------|--|
| 順位 | 議席 番号 | 氏 名 | |
| 1 | 4 | 奥 蘭 由美子 | 1. みやま版エンディングノート作成とおくやみコーナー設置を |
| 2 | 10 | 荒 卷 隆 伸 | 1. 市が取り組んでいかなければならない課題について |
| 3 | 3 | 村 上 義 徳 | 1. 自然災害に対する市と市民の意識向上を 2. 視覚障がい者対応の広報を |
| 4 | 15 | 牛 嶋 利 三 | 1. 市長就任から一年が経過した現在と今後の政治姿勢 全般 |
| 5 | 13 | 中 島 一 博 | 1. 市長のまちづくりの姿勢について |

午前9時30分 開議

○議長（瀬口 健君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、12番中尾眞知子君におかれましては、本日、欠席届が提出されており、これを許可しておりますので御承知おき願います。

日程第1 一般質問

○議長（瀬口 健君）

日程第1. 一般質問を行います。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。まず、4番奥蘭由美子君。

○4番（奥蘭由美子君）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号4番、公明党、奥蘭由美子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、みやま版エンディングノート作成とおくやみコーナー設置について質問させていただきます。

具体的事項1、終末期を考えるきっかけに、みやま版エンディングノート作成をについてお尋ねいたします。

最近では終活についての書籍や市販のエンディングノートなどもふえています。ただまだ縁起でもないことと避けられているように感じます。将来の意思決定能力の低下に備えて、人生の最期のときをどこで過ごし、どのような医療、介護を受けたいのか、あらかじめ思いを表明したり、家族などと共有したりすることや、また、その内容も何度も見直すことが重要であり、元気なうちから、もしものときのことについて考えることが大切です。必ずしも決めなくていいので、家族会議や食卓の場など、身近な場面でも話し合えるくらいに気軽に、また、例え結論が出なくても、たくさん話をするのが大切ですが、なかなかそこまでできている御家庭は少ないのが現状ではないでしょうか。

終末期の医療、介護だけでなく、もしものときに本人の希望と家族の希望が一致しているのか判然としないことも多く、どういった医療、介護が受けられるのかなどの情報提供や支援体制の整備も必要で、医療や介護などの関係機関との連携も不可欠です。

宮崎市では、終末期医療に特化したエンディングノート、私の思いをつなぐノート、略称私ノートを作成するとともに、アドバイザー養成講座を開催し、平成29年度末時点で889名のアドバイザーが活動されています。宮崎市版エンディングノートを自分らしく生き切ることができるよう、元気なときから理解を深めるための媒体として活用してあります。みやま市でもぜひ終末期を考え、話すきっかけとして活用ができる、みやま版エンディングノートを作成してはいかがでしょうか。今後、市としてどのように取り組むのか、お尋ねします。

次に、具体的事項2、遺族の手続負担軽減のためのおくやみコーナー設置をについてお尋ねいたします。

死亡届提出後の各種手続は、故人によって該当するものが異なり、多くの手続が必要です。大切な御家族を亡くしたばかりの御遺族による死亡時の行政手続は実に煩雑で煩わしいものだと思います。この手続はたびたび経験するものではないので、戸惑う方も少なくないと思います。手続ごとに受付窓口を探し、時に階段を上りおりして同じような書類に名前や連絡

先を記入しなくてはなりません。その手続に要する時間と手間を考えると、ただでさえ御家族の方が亡くなって大変なときであり、また、遠方に住んでいる御遺族の方などは何度も市役所を訪れることが難しいため、市としても少しでも負担を軽減することが大切ではないでしょうか。

御家族が亡くなった後に御遺族が行う行政手続の負担を軽くしようと、全国の自治体で専用の案内窓口を設置する動きが徐々に広がっています。各自治体でやり方はさまざまですが、大分県別府市では、2015年7月に発足した若手職員による窓口プロジェクトチームが提案し、2016年から専用窓口が設置されました。全ての手続にワンストップで対応する窓口の設置は難しいため、特に煩雑な死亡手続に特化し、コーナーでは御遺族からの1枚の届け出書をもとに、死亡に関する各課の届け出書を一括で作成補助し、手続が必要な課を選別、その後、御遺族を各窓口にご案内するか、各課の職員がコーナーまで順次出向き、手続を完了します。届け出の情報は関係課と共有されるため、スムーズに申請できるようになり、受け付け時間も3分の1まで短縮されたそうです。電話での問い合わせにも対応し、遠方に住み、来庁できない御遺族には、電話で必要事項をヒアリングして、書類を一括送付するサービスも実施しています。

別府市の事例を参考に、ぜひみやま市でもおくやみコーナー設置の検討を進めていただきたいと思います。市の考えをお聞かせください。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。大分、朝、冷え込んでまいりました。健康には皆様御注意を、私共々していきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、奥菌議員さんのみやま版エンディングノート作成とおくやみコーナーの設置をとの御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の終末期を考えるきっかけに、みやま版エンディングノート作成をでございますが、近年は人生の最期を見据えながら、自分らしく生きる終活の浸透とともに、自分の人生と終焉を書き綴るエンディングノートの存在がクローズアップされております。議員御指摘のとおり、人生の終末期を迎える高齢者が、今後どのような時間の過ごし方を希望する

のか、認知症や体が不自由になったとき、どのような医療や介護を望むのか、財産相続や遺言など、自分のため、また、家族のためにどのように思いを残し、伝えたいのかなどを考えるきっかけとして、エンディングノートの活用が取り入れられてきておるわけでございます。

本市におきましては、高齢者が住みなれた場所のさまざまな場面で安心して生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築の一つといたしまして、医療と介護の切れ目のないサービス提供を目指して設立されました在宅医療・介護連携推進事業を推進しております。終活ノートの配布や出前講座による普及啓発についても検討をした経過がございますが、単に配るだけではなく、意思決定能力の低下に備え、元気なときから人生の最期の時間をどこで過ごし、どのような医療や介護を受けたいかについて考えておくということの意識づけが重要であると考えております。

特に終末期医療・ターミナルケアにつきましては、本人や家族の意向と医療や介護のあり方について、医療機関や医師会等におきましても大きな検討課題となっております。国が推進しております人生会議、いわゆるアドバンス・ケア・プランニングは、もしものときのために、医療やケアについて専門家のアドバイスを受けながら、本人と家族等が話し合いを行うことが大切であると打ち出しています。

本市におきましても、在宅医療・介護連携推進協議会の中で、医療従事者、介護事業者からの意見も十分に伺いながら、誰にも訪れる終末期を自分らしく迎えられるよう、市民向け講座や専門職の研修会等を継続して開催し、情報提供や環境づくりに努めてまいります。

次に、2点目の遺族の手続負担軽減のため、おくやみコーナーの設置をとの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、御家族がお亡くなりになったときは、死亡届を初め、葬祭費の支給申請、健康保険の被保険者資格の喪失、各種医療証や手帳の返還、各種手当の振込先変更、税の相続人代表者の届け出など数多くの行政手続がございます。

日本全国の年間死者数は約136万人で、ここ20年間で1.5倍近くにふえており、また、亡くなる方の9割が65歳以上で、手続をする遺族も高齢になっておられるという現状がございます。

市役所窓口における各種手続は複雑であることに加えて、それぞれの担当課を回らなければならないため、遺族の方の手続の負担軽減を図ることが行政に求められております。

九州におきましては、大分県別府市、ほかにも神戸市、奈良市、松阪市、出雲市などがおくやみコーナーを設置し、申請手続の負担軽減を図っております。

おくやみコーナーを利用された市民の方からは、大変好評を得ていると聞き及んでおります。

また、少しずつではありますが、おくやみコーナー設置の動きが広がりを見せております。

本市におきましても、おくやみコーナーを設置することは窓口サービス向上のための検討課題の一つと考えておりますが、コーナーを設置するための事務スペースの問題を初め、人員配置、各種申請書の検討、担当課との連携など多くの課題がございます。

議員御指摘の件につきましては、近隣自治体の動向を踏まえまして、今後の窓口サービス向上のための検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

4番奥藺由美子君。

○4番（奥藺由美子君）

では、具体的事項ごとに再度質問させていただきます。

まず、具体的事項1のみやま版エンディングノート作成についての部分ですが、答弁書でも少し在宅医療・介護連携推進事業について若干触れていただいておりますが、現在、市で行っておられます在宅医療・介護連携推進事業、もう少し詳しく教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）

ただいまの奥藺議員さんの質問の在宅医療・介護連携推進事業につきましては、介護支援課長のほうから答弁いたします。

○議長（瀬口 健君）

古賀介護支援課長兼地域包括支援センター長。

○介護支援課長兼地域包括支援センター長（古賀富美子君）

先ほどの質問に対してお答えいたします。

市のほうでは、平成29年度から在宅医療・介護連携推進協議会を立ち上げまして活動を

行っておりますが、その中で終末期や急変時対応のためだけではなく、また、日常の療養支援や入退院時の支援など、一人一人に適した医療やサービスが受けられるようにということで、在宅患者ノートというものの普及を図っております。

医師会が考案されたものでございますけれども、医師が記入する欄やケアマネジャーが記入する欄、そのほかにもかかわっていただいたサービス事業所の方々が気づかれた点など、そういうものをそのノートに書いていただいて、さまざまな分野の情報を共有して、よりいい支援につなげていこうという考えのもとに普及を行っております。

その中には、緊急連絡先や搬入先の病院に希望する医療についても記入する欄がございまして、臓器提供や人工呼吸などの希望についても記載する欄がございます。このノートをもとに、日ごろから専門家の説明を十分に聞いた上で、家族や本人が大切にしているものなどを考えるきっかけになればということを考えております。

また、そのほかにも、主治医ケアマネ連絡表というものも活用しております。主治医とケアマネジャーの連携強化が非常に大切であるということで進めているものがあります。

これは一つのツールとして、今後、専門家の意見等も十分聞きながら、改良や改善を図っていきたいと思っております。

また、そのほかにも先月末、30日の日に第1回目の市民公開講座を開催いたしました。協議会の委員の皆様全員が講師やシンポジストとして登壇をいただいております。その講演の中でも人生会議、アドバンス・ケア・プランニングについても、もしものときのために望む医療やケアについて、前もって繰り返し繰り返し話し合うことが大切なんですよということを講演の中で話をしていただいております。

市としては、そのほかにも広報掲載とか出前講座は随時行って、普及啓発に努めているところでございます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

4 番奥菌由美子君。

○4 番（奥菌由美子君）

詳しく御説明いただきました。

私も先日、11月30日に保健医療経営大学で行われました市民公開講座に、第2部からでしたが参加させていただきました。ちょうど11月30日がいいみとり・いいみとられの日とい

うことで、語呂合わせで11月30日に、いいみとりということで、横倉先生のほうからもお話があったようですが、先ほど出ましたACP、アドバンス・ケア・プランニング、今、人生会議ということで国で名称をつけられたようですが、先ほどお話にありました在宅患者ノート、あと主治医ケアマ連携ノートなどは、実際にぐあいが悪くなられてから多分作成することになるかとは思いますが、公開講座でもありましたが、元気なうちから考えようということが大事になってまいります。元気なうちに考え、また、病気や、ちょっと体がなかなか思うように動かなくなってきたとき、そのときに、じゃ、どうするのか、また、状態がよくなったり悪くなったり、いろいろ変化がございますので、その都度、じゃ、どうしていくのかと考えることが大事でございます。

先ほどおっしゃいました医師会が作成した在宅患者ノートなど、ぜひ既存のツールも活用していただきながら、また、よりよくなるようにしていただきたいところではございますが、あくまでもそれは病院にかかってある方とか、介護が必要になった方が出てから初めてつくられるものだと思いますので、元気なときから考える一つのきっかけとして、先ほどエンディングノート、特に先進地の宮崎では終末期医療に特化したエンディングノートを、そういった考えるきっかけの契機としてのツールとして活用されているということで紹介しましたが、今回の質問でもエンディングノートをつくること自体が目的ではございませんで、つくって配布して終わりということでは全くありませんので、先ほどもありましたが、ずっと考える、御本人、家族含めて話し合っていくという過程が非常に大事でございます。

ただ、一つのわかりやすいきっかけとして、何もないとやはり家庭の中でそういった話題が出ることもなかなかないものですので、一つのきっかけ、話題の一つとして、みやま版エンディングノートのものを市としてもつくっていただければ、身近な話題の一つとして取り上げやすいのではないかとということで、今回、ちょっと質問させていただいております。

なかなかすぐノートをつくれということではないんですが、今後のいずれ迎える最期のときをどのように過ごすのかというのを元気なうちから考えていくというのが非常に重要なことでございますので、これからこの問題については特にみやま市、高齢化が進んでおります。いろいろと市民の皆様も非常に関心のある問題になってくるかと思っております。今後、すぐは難しいと思っておりますが、できることからぜひ取り組んでいただきたいと思います。

市として、今後どのように取り組んでいくのか、ちょっと考えをお聞かせいただければよろしいでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

奥菌議員さんの今おっしゃった分ですけれども、エンディングノートはやはり自立した自分らしい終末期を迎える準備として、これまでの人生を振り返り、そして、これからを生き生きと質の高い生活にするためには、その活用をすることは非常に素晴らしいことだと思います。私も幾つかのノートを見させていただきまして、しっかり考えてつくってあるなとは思っております。

現在、市では医療・介護の関係機関と先ほども申し上げたと思いますが、連携して、自分らしい生き方を選択していただくことを家族や地域の方々とともに考えていただく場の提供と、そのきっかけづくりに努力をしているところでございますが、エンディングノートにつきましては、今までも先ほど申し上げた在宅患者ノートとかもございますけれども、また、さらに医療従事者や介護従事者から御意見を伺いながら、効果的に、要は活用をいかにするかということでございますので、その活用するための環境づくりにしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

4 番奥菌由美子君。

○4 番（奥菌由美子君）

松嶋市長のほうからも、活用するための環境づくりにしっかり取り組んでいただくという御答弁をいただきましたので、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

では、続きまして、具体的事項2のおくやみコーナー設置について、また質問させていただきたいと思っております。

現在、みやま市の年間の死亡届け出数が大体どれくらいかを、まずちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）

平成30年度でございますが、365件でございます。これは本庁だけの件数が365件でございます。

○議長（瀬口 健君）

4 番奥藺由美子君。

○4 番（奥藺由美子君）

一応ちょっと事前の資料もいただいておりますので、ここ数年、大体三百五十、六十前後ぐらいで推移しているようでございますが、これはあくまでも本所での届け出のみということでございますが、全体では550から、昨年は584件、全体ではあったようですが、今後も同程度で推移するというので、市では大体そういう形で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）

みやま市におきまして、過去10年間を見ますと、微増の状況でございますが、急激にふえることはないかと存じます。

○議長（瀬口 健君）

4 番奥藺由美子君。

○4 番（奥藺由美子君）

大体、本所だけで三百五十、六十ぐらいで今後も推移するんじゃないかということですが、こちらの件数が人口や高齢化率に対して件数が多いのか少ないのかという問題はちょっと別にいたしまして、やはりこれだけの方が年間、届け出をされていらっしゃるということでございます。先ほども申しましたが、答弁書でも若干触れていただいておりますが、故人の方によって必要な手続は変わってはまいります、本当に幾つもの課にまたがって手続、あっち行ったりこっち行ったり、その都度同じような申請用紙に名前を書いて連絡——もうずっと窓口ごとに書いていかないといけないというのが現状かと思っております。

先ほどいろいろ、事務スペースの問題、人員配置もろもろ、ちょっとなかなか課題が多いということで答弁いただきました。専用窓口の設置などはすぐは難しいだろうとは思いますが、例えば、静岡市で行っていらっしゃいます、そこではおくやみ窓口という名称なんです、職員がリレー方式で支援をされています。

例えば、A課でまず手続が終わりますと、A課の職員が次のB課まで同行して担当者に引き合わせ、また、A課が忙しい場合にはB課から迎えに来てもらうというようなやり方で、ずっと次々、A課が終わったらB課、B課が終わったらC課、C課が終わったらD課のよう

な形で、引き継ぎで職員がリレー方式で支援をされていらっしゃるということでございます。

職員の手間はそこ何分か、御案内する時間はもちろんかかるかと思いますが、やはり先ほども申しましたが、一生のうちでも何回もするような手続ではございません。手続される方が高齢であろうと若い方であろうと戸惑うのは一緒でございますので、やはり行政窓口の市民サービスの向上の一環としても、そういったお金をかけずに、少し職員の方のお時間を、手間、少しでもそういった市民への支援のほうに使うようなやり方もぜひ検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）

窓口につきましては、市民部所管だけではございませんで、保健福祉部、ほかの課もございます。窓口の連携につきましては、今後ちょっと検討させていただきたいというふうに考えます。

○議長（瀬口 健君）

4番奥藺由美子君。

○4番（奥藺由美子君）

検討していただくということですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

先ほどちょっと最初の質問で触れましたが、統一書式の導入とか一括の打ち出しとか、そういうものはもちろん予算もかかりますので、すぐには難しいとは思いますが、できることから、またそういった職員の連携も含めて、少しでも市民の負担が軽減できるように、しっかりと検討していただきたいと思います。

一応市長のほうからも、こちらの取り組みについてのお考えをお聞かせください。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほどおっしゃっていたおくやみコーナーの設置でございますけど、やはり事務処理の件数の推移を見た上で検討をしてみたいと思っております。

また、御遺族への窓口対応につきましては、一番最初の前の窓口の職員が次の窓口以案内する状況も、その方の御理解とか御健康の状況を見ながら対応をしているというふうに聞いて

でもおります。

また、本当に担当課の連携を、先ほど市民部長申し上げましたように、この連携を深めること、そして、大切な方を亡くされて気を落としていらっしゃる方に対して、本当に寄り添った心遣いや丁寧な対応について、しっかり努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）

松嶋市長のほうからもおっしゃっていただいたように、大切な御家族を亡くされて特に大変なときに、いろいろと手続を御遺族の方はしなければならぬということで、本当に非常に丁寧な対応を、先ほども申しましたけれども、高齢者だったりちょっと体が不自由だったりする方はもちろんのことですけれど、それだけではなくて、やはり皆さん年齢に関係なく手続が初めてという方がほとんどかと思っておりますので、しっかりと丁寧な対応をよろしくお願いいたします。市長のほうからもそういうことで、しっかりと今後検討を進めていただけたらと思っております。

先ほど申しましたエンディングノートやおくやみコーナー、いずれ必ず迎える人生の最期のときにかかわる大事な問題でございます。これからもこういった取り組みが少しでも前に進むよう期待いたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬口 健君）

続いて、10番荒巻隆伸君をお願いします。

○10番（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さんおはようございます。10番荒巻隆伸でございます。通告をしておりますので、その通告に従って質問を行わせていただきます。

市が取り組んでいかなければならない課題についてということでございます。

1番、保健医療経営大学について、2番、瀬高小学校開校に伴う跡地の活用について、3番、小学校、中学校と山門高校との連携について、4番、風水害時の避難所についてということでお尋ねをいたします。

まず、1番の保健医療経営大学については、ことし5月20日にマスコミの報道がありましたけれども、学校側の報道内容を一部ちょっと読み上げさせていただきますが、保健医療経

当大学は我が国及び世界の人々が高い水準の健康を共有し得る社会が実現されることを願い、これに貢献するための教育及び研究に取り組むことを目的として、2008年、平成20年に開学をいたしました。

開学以来、人のために役立ち、社会や地域の実態に合った医療を学び、未来を見据えて世界に貢献するためになすべきことをみずから考える教育を推進することによって、人間性豊かで社会に有意な人材を育成してまいりました。しかしながら、将来にわたり18歳人口が減少の一途をたどるなど社会情勢の変化を踏まえ、今後のあり方について検討を重ねた結果、学校法人ありあけ国際学園は保健医療経営大学を開学することを前提として、2020年、令和2年度以降の学生募集を停止することを理事会において決定いたしましたという報道がなされております。

みやま市は、御存じのように大学に対して土地を無償貸与しておりますけれども、その報道から半年以上経過をいたしておりますが、この間、市としての対応はどうされてきたのか、今後についてはどうされていこうと考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

2番目、瀬高小学校開校に伴う跡地活用問題についてでございます。

昨年、平成30年7月19日に第1回目の3校統合協議会が開催をされてから今日に至っております。先々月、10月でございますけれども、第6回目の3校統合協議会だよりというのが発行されております。1回から6回までずっと見ておりますけれども、この協議会だよりを見ますと、順調に統合に向けて進められていると思っております。

来年4月には開校されますが、その跡地、上庄小学校、本郷小学校の跡地については、今まで執行部においてどのような協議がなされたのか、今後どのように利用、活用されていこうと考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

3つ目、小学校、中学校と山門高校との連携についてでございます。

山門高校が令和2年、来年からでございますけれども、令和8年までかけて校舎の改築工事が行われることとなっております。当然、学校が新しくなりますので、近々に閉校することはないとは思いますが、ことしの4月の生徒募集160人の定数に対して、定数割れしていると聞いております。このような定数割れの状態が何年も続けば、校舎が新しくても、いつ、どうなるかわからないと思います。みやま市内には1つしかない高校でございますので、存続し続けなければならないと思っております。

山門高校全校生徒のうち、みやま市在住の生徒さんが少ないように聞いております。みや

ま市の小学校、中学校と山門高校の連携を深めて、みやま市内の中学生はみやま市内の高校に行くのが当たり前というぐらいの環境を今からつくっていかねばいけないと思います。執行部の考えをお聞かせください。

4つ目、風水害の避難所についてでございますけれども、平成24年の九州北部豪雨の際にみやま市も大変な被害をこうむりました。特に本郷、上庄は堤防決壊に見舞われ、被害が甚大でありました。私も上庄小学校の体育館に避難勧告の段階から避難をしておりました。中山公園の裏の沖端川の堤防が決壊をいたしまして、あっという間に小学校の体育館の縁まで水があふれてまいりました。校舎のランチルームに避難場所を移しましたけれども、そのランチルームもまた水が迫ってきましたので、最後には校舎の2階に再度避難移動したという経験がございます。

小学校の前の国道443号線に、その当時出てみましたが、腰ぐらいの高さまで水位がありました。そこから瀬高橋のほうへ歩いていきますと、当時は青果市場、現在はローソンになっておりますけれども、そのあたりまで来ますと膝程度の水位でございます。それから、瀬高橋のほうにもっと参りますと、当時は山門保健所がございましたけれども、跡地でございますけれども、現在は福祉の施設が建っておりますが、その辺まで来るともう水はありません。小学校周辺がすり鉢の底のようになっているのが当時わかったわけでございますけれども、避難所である小学校周辺が一番冠水をして避難ができない状態でありました。そのようなときに、もっと安全な場所として、先ほど言いました福祉施設や柳川のほうに向かいますと病院等がありますが、そのような民間の施設等への避難は考えられないのか、また、8月の末に大雨が降りましたが、下庄小学校付近も冠水をして、下庄小学校避難所でございますが、なかなか避難が困難だったというようなお話も聞いておりますが、このような民間施設への避難は考えられないかということで、以上4点についてお尋ねをいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、荒巻議員さんの市が取り組んでいかなければならない課題についての御質問につきまして、1点目、2点目、3点目は教育長が答弁いたします。4点目に関する内容について、私のほうから御回答をさせていただきます。

まず、1点目の保健医療経営大学についてでございますが、議員御承知のとおり、保健医

療経営大学の学長より来年度からの学生の募集を停止する旨の報告を受けました。内容といたしましては、令和2年度以降の学生募集を停止し、本年度の入学生が卒業に至る令和5年3月末に大学を閉鎖することを決定したというものであります。

保健医療経営大学は、本市の地域経済の活性化を目的に誘致し、保健医療の経営を専門的に学ぶ日本で唯一の大学として誕生いたしました。平成20年4月の開学以来、市と大学間において連携包括協定を結び、保健、医療、福祉、教育、生涯学習など、さまざまな分野におきまして、ともに市の活性化に取り組んでまいりました。

今回の報告を受けまして、大学側と現在の大学の状況や今後の大学施設等についての意見交換を行ってまいりました。大学側では、学生や保護者への説明会、国との学生募集停止の協議を終え、手続上では令和4年度に国との大学廃止の協議を残すのみとなっているとのことでございます。大学施設や今後の方針につきましては、大学側の法人経営会議や理事会等での議論がまだ開始されていないということでございます。

大学用地につきましては、契約上では更地にして市へ返還することとなっておりますが、本市といたしましても、庁内会議等において今後の方針や市の発展に資する跡地活用の検討を進めていく必要がございます。今後は、大学施設や跡地の取り扱いなど、大学側と協議を行いながら、多角的に跡地の活用について検討してまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の瀬高小学校開校に伴う跡地活用問題についてでございますが、本市では、みやま市立小・中学校再編計画に基づき、望ましい学校教育環境を確保するため、学校再編を進めております。

令和2年4月、下庄、上庄、本郷の3つの小学校が瀬高小学校として新たに開校いたします。統合後の上庄及び本郷小の学校跡地につきましては、みやま市学校施設跡地活用基本方針に基づき、今後の活用を検討していく必要があると考えております。

この基本方針では、学校施設跡地が市民共有の貴重な財産であることから、本市の重要施策との整合性に留意するとともに、地域住民の意向や本市の財政状況を踏まえた活用をすることといたしております。

まずは、地域のニーズ把握のため、地域の代表者等で構成するみやま市校区学校跡地検討委員会を設置して御意見を伺い、庁内の公共施設跡地等活用検討委員会において検討を行い、学校跡地の取り扱いについて方向性をお示ししていきますので、御理解いただきますようよ

ろしくお願い申し上げます。

3点目については、教育長が答弁いたします。

4点目でございます。風水害時の避難所についてでございますが、本市では住民等が災害から命を守るために、緊急的に避難する指定場所が26カ所あり、主に小・中学校を中心とした公共施設を指定しております。

避難勧告等の避難情報を発令した際には、これらの指定された避難所への横方向の避難、いわゆる水平避難が基本となりますが、緊急時には、指定された避難所へ避難することだけでなく、近くの高い建物や住居内のより安全な場所への縦方向への避難、いわゆる垂直避難についても有効であるとされております。

8月27日からの前線に伴う大雨では、下庄小学校西側の道路冠水により小学校への避難ができない状況がございました。

緊急時における民間施設の利用につきましては、平成24年の九州北部豪雨の際に、本郷地区の方々が近くの民間企業の事務所に避難された例や、それ以降においても地域の民間施設を避難所として利用できるよう、事業者と取り決めをされている自主防災組織もございます。

大規模災害におきましては、自分の命は自分で守る自助と地域の人々が互いに協力する共助による対応が被害を軽減する最も有効な手段であります。

議員御指摘の民間施設等への避難につきましては、市が避難所として指定するためには一定の基準を満たさなければならないことから難しい面がございますが、地域と民間事業所との取り決めの後押しや避難所として提供できる民間施設の市との協定などについて検討してまいりたいと考えております。

あわせて、日ごろから洪水ハザードマップなどを活用し、その地域に合った適切な避難方法や避難場所につきまして、自主防災組織を対象とした学習会や出前講座、広報での啓発によって周知徹底を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

おはようございます。続きまして、3点目の小・中学校と山門高校との連携についてでございますが、こちらは私のほうから御回答させていただきます。

山門高校との連携につきましては、これまでに中学校の生徒会交流や進路学習など、中高

連携を進めてまいりました。特に昨年度は、みやま市教育委員会の研究指定・委嘱を受けた東山中学校において研究発表会が行われ、山門高校の留学生や卒業生を招いた授業など、自分の進路実現のための取り組みについて研究の成果を発表しました。

また、本年度は、教育委員の代表や小・中学校の校長先生、山門高校の校長先生などをメンバーとするキャリア教育推進プロジェクト会議を立ち上げております。この会議は、みやま市の子供たちが高い志を持ち、自分のよさを生かし進路実現を目指すことができるよう、小・中・高連携を推進するとともに、子供たちが郷土のよさを学び、郷土に貢献する人材を育成するという狙いのもとに議論を進めてまいっておるところです。

それを受けまして、小・中学校と山門高校との連携をさらに深めているところでございます。例えば、山門高校の生徒を招いた進路学習をほかの中学校でも実施することや、生徒会や部活動交流の充実などの取り組みを行い、山門高校や生徒のよさを感じる機会をふやしているところでございます。

小学校と山門高校との連携につきましては、本年度閉校いたします上庄小学校、下庄小学校の閉校記念授業に、山門高校の書道部がパフォーマンスを披露したり、山門高校の体育祭に小学生を招待するなど交流を深められています。小学校のサマースクールには、山門高校や近隣の高校からの学習支援ボランティアとして77名、期間中延べ133名の参加があり、高校の御協力で年々増加をしています。

また、夏休み期間中に社会教育課が実施いたしました生涯学習講座では、山門高校の生徒がバルーンアートやスライムづくり、英会話など、体験コーナーを設置し、小学生と触れ合いました。

今後は、山門高校の学校行事への小学生や中学生の参加や、山門高校を訪問する機会を設けるなどの活動を含めまして連携した取り組みを体系化していくこととしております。

小学生や中学生が本市にある山門高校のよさを感じ、理想的な高校生姿として身近な山門高校の生徒と触れ合いを持つことが、子供一人一人が夢や目標を持ち、自分の将来について考え、ひいては進路の実現につながることを考えております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

ありがとうございました。

順番どおりに行っていきたいと思いますので、まず、保健医療経営大学のことから行きたいと思います。

今、市長の答弁にありましたように、今後のことについてお話がありましたけれども、先がもう見えていますよね。令和5年3月末に大学を閉鎖することを決定したというようなことで、今、答弁ありましたけれども、そういうことを踏まえたと、じゃ、この半年間、何をしていたんでしょうかということになるのかなというふうに思います。

当然、その報道がなされてからすぐ、この大学の経営を実質やってある、ありあけ国際学校法人ですかね、ありあけ国際学園、聖マリア病院さんのことだと思うんですが、そちらのほうと直接まだ接触がなされてあるのかないのか、まず、そこをお尋ねしたいと思いますが、いかがなんでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

大学の学長さん、または事務局長さんと私、または担当の企画振興課の課長等で数回協議はしております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

数回、大学のほうとはお会いになったということでございますけれども、この大学が将来といたしますか、閉校、閉学に向かっていくということでございますので、じゃ、その後をどうするかということ、まず、大学側の方針を早目に確認して、市として取り組みをもう少し時間を進めていかないと、土地があいてしまいました、それから、市としてどうやって取り組んでいきますかという議論では間に合わないと思うんですよね。

ですから、本当はもうこの報道がなされてからすぐ、大学側とそういう接触を持って話し合いをしながら方向性を出していかないといけないことではなかったかということで、ぜひ早い段階で学校側の今後の取り組み方針を確認して、それを尊重しながら、市として次のステップにどう向かっていくかということを進めていかないといけないというふうに思います

けど、いかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

荒巻議員さんおっしゃるとおりだとは思いますが、実は大学との土地の契約がございまして、契約期間が締結の日から30年間と、令和19年12月までというふうになっておるわけでございます。現在は12年経過ということでございます。先ほども申し上げたと思いますが、返還等の事由というか、どういう場合ということでございますけれども、返還時は貸借期間が満了したときという締結——失礼しました、用途につきましてはちょっと済みません、順番ちょっと——保健医療経営大学及びその附帯施設の用地として使用し、そのほかの用途には使用しないという契約がございまして、先ほど申し上げました契約期間もございまして、返還するときの事由として、貸借期間が満了したとき、そして、貸借物件をその目的に従って使用しないときが契約解除ということになっておるわけです。

方法としては、こういうふうにあるわけですが、ありあけ学園の費用をもって貸借物件を現状に回復して市に返還しなければならない。それから、ただし、貸借物件を現状のまま変換することを市が認めた場合は、この限りではないとか、そういうふうな文言もございましてけれども、まだそこら辺のところ、あと3年数カ月ございまして、まだその辺のところの協議はこれから進めていかないといけないと思っております。そういうことでございます。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

いや、市長、だから早目にやってくださいという話なんです。あと3年数カ月あります、確かにありますよ。それは学校が閉学するまでの期間が3年あるだけの話で、今、おっしゃっていただいたような方向性を今のうちから出していかないと、じゃ、3年数カ月過ぎました、それから協議する話じゃないじゃないですか。そのことを言っているんですよ。だから、早く取り組んでもらおうと思って、今回、一般質問で取り上げたんです。（発言する者あり）わかります。

もう4月に報道なされて、今、おっしゃっていただいたようなことを既にもう行動に起こしていただかないと間に合わないんじゃないですかということなんですけれども、いかがで

しょうか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、荒巻議員さんがおっしゃったことを重々念頭に置きながら進めてまいりたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

そういうことで、方向性を早く出して、次の市としての考え方が打ち出せるようなことを行動に移していただきたいと思います。これで大学については、今回は終わらせていただきます。

2つ目の瀬高小学校、これについても、まだ今から取り組んでいきますというような答弁のように聞こえたんですが、みやま市学校施設跡地活用基本方針に基づき、今後の活用検討をしていく必要があると考えております。地域住民の意向や本市の財政状況を踏まえた活用をすることといたしております。庁内の公共施設跡地等活用検討委員会において検討を行いということなんですけれども、今から行いうんじゃなくて、もう先ほど言いましたように、去年の第1回統合協議会の話し合いは平成30年7月にもう行われているんですよ。統合に向けた話し合いはもう既にそうやって始まっているのに、じゃ、その後の跡地活用については今から取り組んでいきますでは、ちょっと遅過ぎるんじゃないかと思いますが。ちょっとぐらいじゃなくて、かなり遅いんじゃないかと思いますが、そこについてはどうなんでしょう。

山川の桜舞館小学校ができた、あの当時は多分、統合協議会ができたと同時に、跡地活用検討委員会もすぐ立ち上げて議論がなされていったと思うんですよ。今回は統合協議会だけはどうやって進んでいるけど、跡地活用についてはまだ何もやっていないということでしょう。まだ、今から行いますばかりですから、そこはどうなんですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

跡地検討委員会につきましては、令和2年度に設置していくことと予定をしておるわけ
でございます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

いや、令和2年度ということは4月以降ということですか。ということは、4月以降はし
ばらくほったらかすということですかね。そういうことになるんじゃないかと思うんですけ
ど。その答弁はいいですけども。

実はもう地域住民の意向ということなんですが、上庄は市から何のお話もないうちに、地
元で当然跡地活用をどうしようかということで、実はきょうも3回目のまちづくり協議会を
中心に話し合いをしていただいております。市からお話をいただく前に、もうそうやって進
めていただいているんですよ。ですから、市もよかったですら地域に、本郷に対しても上庄に対
しても、これを急ぐべきではないかというふうに思いますので、ぜひそれで進めていって
もらいたいと思います。

それで、まだ今から検討されるということ、何か答弁した——はい、じゃ。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

議員御指摘のように、ちょっとこの案件についてはおくれております。本当に申しわけな
いと思っております。地元の皆様方がこの跡地の活用について協議をなされているというこ
ともお聞きしておるところでございますので、先ほど令和2年度からというふうなことで回
答は市長のほうになさいましたけれども、事務方といたしましては早急に校区の学校跡地の
検討メンバー、地域の、例えば、区長さんとか公民館長さんとか、そういう方々をお願い
いたしまして、そういう組織をつくりながら進めてまいりたいと思いますので、どうか御理解
いただきますようよろしくお願いたします。進めてまいります。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

今、総務部長さんのほうから答弁いただきましたように、すぐ取り組んでいただくということでございますので、市長、それでよろしいですか——はい、よろしく申し上げます。

それで、実は本郷小学校と上庄小学校跡をどのように活用するかという、これはちょっと提案なんですけどね。上庄小学校の跡地については、当然、上庄の一番中心にある学校でございますので、これは上庄校区公民館でございますが、そこで12月分の行事予定の表を写真撮ってきました。（写真を示す）12月だけで、これは白いところは行事なんですけど、50回利用するというようなことで札を下げてもらっているんですけども、これだけの利用があるので、このコミュニティといいますか、公民館を活用するという意味で、上庄小学校の跡地にその公民館機能を移したらどうかとか、防災、要は避難所、そういったものに活用したらどうかとか、企業の研修施設として活用したらどうかとか、いろんなお話がありますので、この校区公民館をそっちに移すということになると、どのような形になるかわかりませんが、急いでもらいたいというのは、実はそういう方向性がもう今既にでき上がってれば、12月のこの補正予算は無理にしても、当初予算ぐらいでは改修費用を計上するぐらいのスピード感を持ってやっておかなければいけなかったんじゃないかということも含めてお話をしておりますので、ぜひ早目に進めていただきたいというふうに思っております。

それから、本郷小学校なんですけれども、これが本郷の皆さん方の中で一つお話があるのが、プールと筑後市の体育館、それから、多目的運動場、それから、野球場、テニスコート、そして今度は、瀬高町、矢部川の左岸側にサッカー場が今2面工事が行われておりますけれども、この施設を使ったところが、今の平成30年の人数でございますが、プールが8万1,500人、トレーニングルームが2万1,000人、フィットネス1,700人、それから、体育館が年間に4万2,600人、多目的運動場、これはサッカーが中心なんですけれども、1万9,200人、それから、野球場、テニスコート5,400人、合わせまして17万1,000人利用されているということでございます。

何を言いたいかといいますと、特に体育館とサッカーの競技場、これに関しては毎週末、土曜、日曜において、かなり大きな大会が行われております。30日も行われたのかな。今度、2月、3月にもまた大きな大会があるらしいんですけど、サッカーが50チーム参加されると、1チーム10人ぐらいの選手、そうすると500人、それにまつわる御父兄の皆さん合わせると1,000人の1,500人のということなんですけど、遠方から来られた方々が宿泊施設がないというお話があって、合宿所とか、その大会に向けて前の日から来て泊まりたいとか、大会

が2日あるので泊まりたいとか、宿泊施設がその施設の近くにないということで、本郷小学校をその宿泊施設にできると、歩いて子供たちがその場所まで行けるんですね。みやま市内には清水山荘もあるんですけど、清水山荘からだどうしても車で送り迎えをしないといけないんですが、本郷小学校をそのような活用ができると、子供の足でも多分10分、15分歩けば、そういった施設までたどり着くということで、そういったことに使えないかという、サッカーチームの監督さんとか、二、三人お話は聞いたんですけど、そういうことも踏まえて検討をしていただきたいなというふうに思って提案をしているんですが、黒木町の大淵小学校というのが閉校しまして、2年ぐらい前かな、げんき館おおぶちということで小学校をそのまま宿泊施設、研修施設として、今、年間に3,000人ぐらいの利用者がいらっしゃることなんですか、そういうのもぜひ視察をしていただいて、そんなふうに改修ができないかと提案をしておきます。

それからあと、大川のふれあいの家かな、大川のふれあいの家もそのような機能で、宿泊が150人、研修会だと200人収容できますということで、そのふれあいの家の近くには筑後川総合運動公園、体育センター、大川市の弓道場などがあるということでございますので、そういったところを見ながら、検討される一つにさせていただいたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

御提案ありがとうございます。私も大淵小学校の跡地利用、それから、大川、両方とも過去使用したことがございます。非常に便利ないい施設でございました。本郷小学校につきましては、筑後広域公園、本当に整備されて、フィットネスエリアの整備を進めていただいておりますし、本郷の瀬高川のほうにも左岸側にもサッカー場、それから、これからスケートボードの練習場とか、それができるといって伺っております。

屋根付きの広場等でグラウンドゴルフ等も活用できるというふうに伺っておりますし、雨等での対応もできると。

ですから、今現在、本郷小学校につきましては、こちらの市民センター建設に伴って瀬高公民館を解体しておりますので、公民館活動とか体育館、その分で今、毎月、本郷小学校の利用は月々平均が95件、一月が1,366人、多いときで、5月で2,500人、ことしの5月に使って

いるという状況でございます。これから総合市民センターもできてまいりますし、そちらの施設が完成して、これから今後の活用方法につきましては、その利用状況、今先ほどおっしゃった17万1,000人というような利用状況等、人数とか、ニーズをお伺いしながら、学校跡地検討委員会で、また地域の皆様と御意見を伺いながら、広域公園と一体となった活用方法もあわせて検討してまいりたいと思います。

今現在、市民センターができるまでの間は、地域の、今は1,000人以上使ってございますので、ちょっとそれまではそういう形で使わせていただくかもしれませんが、その後、そういうふうな調査をしながら跡地活用をしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

総合市民センターができ上がるまでということでございますが、でき上がって移行された後はすぐ取りかかられるように今から議論をしていっていただきたいと思っております。

それでは、2番目はそれで終わらせていただいて、3つ目、まず、教育長さんから答弁いただいたほうを先に行きたいと思いますが、先ほど山門高校さん、それから、地元の学校で取り組んでいることをいろいろ答弁の中でしていただきましたけれども、小学校については、上庄小学校、下庄小学校の閉校行事として書道パフォーマンス、それから、市内の小学校に対してサマースクールですかね、学習支援ボランティアということなんですが、学習支援ボランティア、具体的にどういったことがあるのか、教えていただけますか。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

学習支援ボランティアと申しますのは、小学校が夏休み期間中に、大体各小学校3日間程度、小学生を出して勉強をしているんですよ。その中で算数とか国語とかの勉強をすることに際して、高校生がその指導に当たるということで、小学生に勉強を教えるというようなことでございます。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

勉強を教える、テストの採点をするとかなんか、そういうのも含まれているというふうに思いますけれども、あと、夏休みのチャレンジ体験ですかね、これは何か実験を行うとか、そういったことに高校生と小学生が交わってやっているというようなこと、それから、山門高校の先生方が中学校に出向いて授業参観をするというようなことも行っていただいているというふうに聞いております。それは目的をよかったら——よろしいですか、答弁。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

非常に山門高校の校長先生も熱心に、やはり高校の授業を改善したいというような思いがあらまして、ぜひ中学校の授業を見せていただいて、その中学校の授業から学び取っていききたいというようなお気持ちが強くて、もう既に各市内の中学校の授業を高等学校の先生約40名ほどが参観に見えたというふうに、山門高校の校長先生からお聞きしております。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

そのとおりでありまして、山門高校の高校の先生は、どうしても大学のほうに向かって、大学を目指すことで授業のカリキュラムを組むと。当然、中学校から高校に来たら、中学校のことを全てわかっているだろうという前提のもとに大学のほうばかり向いているんだけど、現実には中学校のほうのやり方とかを学んで、高校に4月に入学して、5月過ぎごろまで1カ月間ぐらいをかけて、中学から高校になじむような授業の取り組みをしていかないと、個々に差があって、なかなか理解していただけないと、そういうことから高校の先生も中学に研修に行くべきじゃないかということらしいんですね。

そういうふうに学校の魅力を引き上げるための努力を、今、校長先生いろいろしていただいているんですが、僕も体育祭をよく見に行くんですけど、実際、息子が3年間いたので3年間行きましたけど、なかなか高校生の体育祭で迫力があるんですね。スウェーデンリレーというのが好きなんですけど、スウェーデンリレーてわかりますかね。1番走者は50メートル、2番走者は100メートル、3番走者は150メートル、4番走者は200メートル走るということで、だんだん距離が長くなっていくという競技、それと、30人31脚とか、何かテ

レビでやっていましたけれども、あれも100人ぐらいで、100人101脚みたいな、そういうのを競技でやったり、応援合戦、赤青黄色かな、チームがあって、応援合戦を昼から行ったり、騎馬戦をやったり、なかなか迫力のある高校の運動会だなどと思っております。

そこに実際、先ほど答弁書にありましたように、地域の小学生とかを招いてはいただいております。それからあと、区長さんとか、御案内をしていただいているんですけど、そういった迫力のある、魅力のある体育祭をみやま市内の中学生に見ていただきたいなど思っているんですけど、全校生徒に案内するのがいいのか、生徒会とか、例えば、中学校の運動会を運営する方々とか、その辺は協議をしていただきたいんですけど、そうやって山門高校と接点を深めていっていただいて、ぜひ関心を持ってもらう、魅力を感じてもらうような取り組みをしていっていただきたいと、今、既に答弁書をいただいたんですが、かなりやっただいておりますけど、もっと深めてもらいたいなというふうに思っております。

それから、学校側は学校側で、バイク通学が今、山門高校は認められているんですが、8キロメートル以上かなんからしいんですけど、生徒数がそういうことで集まりやすくとか、通学しやすいように距離を縮めて、例えばですけど、8キロメートルを4キロメートル以上あるところはもうバイクでいいとか、そういったことを取り組んでいこうというふうに思っているそうなんです。

それから、今までずっとそういった取り組みを、写真とか言葉とかで、例えば、山門高校に学校新聞があるかどうか知りませんが、そういったやつを中学校向けに配布するような内容にして、配布したらどうかと思っているんですけど、そういうのは検討されてみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

議員御指摘のとおりで、広報活動ですかね、一番肝心なのは生徒がその山門高校の中身を、教育内容とか、あるいは教育方針とか、あるいはどんなところに大学、専門学校、進学しているかとか、また、就職はどんなところがあるかというような、やっぱり山門高校の中身をしっかりと把握していくことが一番大切じゃないかなということで、自分自身の進路実現のために、ぜひ山門高校について詳しく広報活動をしていただきたいという思いは、私のほうも強く持っております。

また、この辺につきましては、山門高校の校長先生とも一緒になって話し合っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

ぜひ話し合っ、そういったもの、みやま市内の中学生が山門高校に進学したいと思うような気持ちを持っていただけるような、視覚に訴えろとか、そういう取り組みを行っていただきたいと思ひます。

実は宮崎県の飯野高等学校入学者支援策という資料なんですけど、（資料を示す）これはえびの市にある宮崎県立飯野高等学校の入学者支援策なんですけど、この資料をつくっているのはえびの市なんです。えびの市の教育委員会がつくっているんですよ。何でかという、この学校も建てかえのときに宮崎県が、将来的にはもう学生が少なくなつて老人ホームかなんかになるかもしれないからといって、バリアフリーをさっさとつくっちゃって、えびの市はそれじゃ困るということで、市として学校を残すために努力をしていかんといかんだらうということで、市の教育委員会が支援策、給付型奨学金制度の支援、それから、遠距離通学生を交通費支給で支援、それから、学力向上、就職活動を支援、そういった支援を市が取り組んでいるんです。えびの市にその高校しかないから、その学校を存続させるためにしっかり市で支えていこうという取り組みなんです。

山門高校はまだそこまで至っていないかもしれないんですけど、将来において、そういうことも踏まえながら、市でできることを、経済的なこと、お金のことばかりじゃなくて、もうちょっと側面からといいますか、具体的にできることがあればという観点を持ってやっていてもらいたいというふうに思っております。

公共交通機関がないので、なかなかそれが不利だという先生のお話だったんですけども、確かに西鉄、JR、大牟田線は大牟田の高校に行きますと結構駅のそばに高校があつて通学しやすいと、そういうところがないので、何かコミュニティバスとか、そういうのを活用して、山門高校の登下校ぐらひのときに合わせて何か走らせることができないかとか、何かそういうことを、それをしてくださいとは言いませんけれども、そういったことを今から考えていくことが必要ではないかということが一つ。

それから、もう一つは、令和8年まで改築はされていきますけど、その中でどうしても工

事車両がグラウンドを少し占領するという事で手狭になるらしいんですが、来年4月に上庄小学校が閉校するという事で、上庄小学校にある体育館とかグラウンド、また、校舎、そういったものを山門高校さんと連携をしながら使っていただくというような取り組みをしたらどうかと思っているんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

活用方法については、野田教育部長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（瀬口 健君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

活用方法につきましては、当然、上庄の学校跡地活用検討委員会、また、地元のそういった御要望を受けながら、今後の方針については考えていく必要があると思いますけれども、緊急として、もう既に山門高校がそういった改築に入るということでございますので、当然、一番直近にある小学校でもございます。そういったところも十分頭の中に入れながら、そういった活用方法について、市長部局とともに検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

市長部局と話し合いはしてもらっていいんですけど、高校にもそういう要望といいますか、期待があるかもしれないので、早目に高校と打ち合わせをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、4番目、避難所の話なんですけれども、先ほど質問で言いましたように、上庄については、すり鉢の底のようなところに学校があるので、避難所を福祉施設、病院にできないかということなんですけれども、地域、民間事業所との取り決めの後押しを市としてはすることができるというようなことで書いていただいておりますので、ぜひ地元のまちづくり協議会とか区長会とか、そういった方々に月1回の区長会長会、そういったところでも地域と民間事業所との取り決めの後押しをすることができるといようなことを、文

書で本当は区長さん方にこんな取り組みもできますというふうなお知らせをしていただければというふうに思っております。

その民間事業所に地元が声をかけるのか、市が声をかけるのかということもあるんですけど、その辺について、ちょっと答弁をいただければと思います。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、荒巻議員さんがおっしゃった分でございますが、先ほどの答弁もございましたけど、やっぱり災害時の民間施設の利用については、本市の地域防災計画により地域運営避難所として、地域と民間施設の協議が調べば避難所としての利用が可能となるわけでございますし、市といたしましては民間施設の利用に関して、受け皿となる自主防災組織の設立推進を行った上で、地域と民間施設の避難所利用協定に関する後押しを今後とも行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

それでは、これで一般質問を終わらせていただきますけれども、今回、一般質問させていただいたのは、2番目の跡地の活用について、本当に取り組みが遅いので、大学についても、その後の山門高校の連携についても、そういう手おくれにならないように早目早目にアクションを起こしてもらいたいという思いで質問をさせていただきました。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬口 健君）

ここで暫時休憩をいたします。

開催時刻は、11時15分開催をいたします。15分間の休憩でございます。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩を閉じまして一般質問を続けてまいります。

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）（登壇）

皆様こんにちは。議席番号3番村上義徳です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

本題に入る前に、自然災害と市の環境にかかわることを2点申し述べさせていただきます。

まず、ことしの夏から秋にかけ発生しました大雨や大型台風により、みやま市で被害を受けられた方々、また、国内各地で被害を受けられました方々に対し、お見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧、復興を祈念申し上げます。

そしてもう一点、災害とは打って変わり明るい話題ですが、このたび環境省が主催しております第7回グッドライフアワードにおきまして、みやま市が取り組んでおります地域資源を生かした資源循環のまちづくりは、全国から応募された243件の取り組みの中から審査を踏まえ環境大臣賞優秀賞を受賞しました。これがロゴです。（資料を示す）これは市民の皆さんの協力のもと分別をしていただいた生ごみ、あるいはし尿、汚泥を山川町のバイオマスセンター「ルフラン」で液肥にし、農業利用するみやま市の市民の皆様の大いなる協力による誇れる資源環境の事業です。よって、この賞はみやま市皆様が受賞されたものだと考えます。みやま市の皆様おめでとうございます。

それでは、本題の質問に入ります。質問は2問です。

まず最初に、自然災害に対する市と市民の意識向上をの件につきお尋ねします。

既に全市民の皆さんが経験を通しておわかりいただいているとおり、近年の自然災害の甚大なことについては驚異を感じるものがあります。今まで使っていた大雨、集中豪雨などの気象表現に加えて、ゲリラ豪雨、線状降水帯、あるいは短時間局所的降雨など表現もでき、その規模の増大は年々とどまるところを知りません。また、台風も大型化の傾向を増長しており、強風での被害もかつてない規模となってきています。気象状況が危険な方向に変わるということは、避難の考え方もそれに伴い対応しなければなりません。今までの対応では間に合わない状況になるということです。

そこで、具体的事項3つについて質問します。

具体的事項1、避難所の点検を。

みやま市の現在の防災・減災のため、市と市民の皆さんの共通認識のある取り組みはできているのでしょうか。

ことし8月27日から28日にかけての大雨に伴う対応として、大雨警報、洪水警報、土砂災

害警報、大雨特別警報、そして、警戒区域に対しての避難勧告など各情報が市の災害本部より発令されました。このとき警報や勧告の出た地域住民の皆さんには情報が確実に届き避難準備をすることができたでしょうか。市内には28カ所の避難所が指定されていましたが、市民の皆様はその場所を確実に認識されていたでしょうか。

かつて水害の経験を持つ自治体であるからこそできる災害に対する準備というものがあるはずですが。避難所の配置、収容人数の把握、避難所までの経路の安全性等、避難所指定に当たり安全性の再確認を徹底していただき、避難行動中の二次災害を誘発しないためにも速やかに点検を実行願うところですが、市としての取り組みをお尋ねします。

具体的事項2、福祉避難所の配置と告知を。

災害時の高齢者、障がい者、妊婦、あるいは幼少の子供がいる家庭など、災害時弱者をより安全に避難所へ誘導し避難させることはできるのか、また、身体的に特別な配慮を必要としている方が安心して避難できる福祉避難所は状況を想定して配置されているのか、状況をお尋ねします。

共生社会を築いていくため、国も推進しているユニバーサルデザイン、この考えは災害時にも対応するものでなくてはなりません。インクルーシブ防災の考えが必要です。高齢者や障がい者、妊婦などを含むあらゆる人の命を支えようという文字通り包括的な防災の考えです。避難や情報取得が困難な障がい者が深刻な被害に遭いやすいという現状があります。そのような状況を招かないためにも災害弱者となり得る人の避難や支援の計画をあらかじめ立てておくということも考えなくてはなりません。市には避難困難者名簿は策定されていると思いますが、防災や支援に活用する計画は存在するのか、お尋ねします。

具体的事項3、みやま市における地学教育を市民に。

災害時の情報収集、伝達、警報発令、避難行動は一連して命を守る重要な要素ですが、これらに加え、私たちみやま市民ができる事前防災として大事なものは、自分たちの生活の場であるみやま市の地学、地形の成り立ちを知っておくことです。地元の地学を知ることにより、川の氾濫、山の土砂崩れ、あるいは海の高潮など、どの方向に被害が広がりやすいかということがわかっているだけでも災害時の冷静な避難行動判断ができるものと思われまます。そして、自宅や学校、職場など、どのような位置の地形や土壌に立地しているのか知ることが安全避難の第一歩となります。みやま市の地学教育を進めていく考えにつきお尋ねします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、村上議員さんの自然災害に対する市と市民の意識向上をとの御質問につきまして、1点目、2点目に関する内容について私のほうから御回答をさせていただきます。

近年、地球温暖化の影響と思われる異常気象が多発しており、世界各地に甚大な被害を与えております。ことしも日本各地で集中豪雨による洪水や土砂災害が多発しており、台風19号の影響による豪雨災害は東日本各地で河川の氾濫や決壊をもたらし、多くの人命と住家が失われたことは記憶に新しいことと思います。被災されました方々には哀悼の意、そしてお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、このような災害から市民を守るためには、実施までに時間がかかるハード事業に頼るのではなく、警戒避難体制の整備、避難行動要支援者の避難支援や自主防災組織を中心とした地域防災力の向上といったソフト対策がより重要であると考えています。

本市では、その地理的な特性から洪水、土砂災害、地震、津波、高潮など多種多様な自然災害が発生する特長を有しており、災害から命を守るための避難所の確保は重要な課題でございます。

まず、1点目の指定避難所の点検をとのことについてでございますが、本市では、地域防災計画において指定しました26カ所の指定避難所がございます。指定避難所は居住者などが災害から命を守るために緊急的に避難する場所であり、また、避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間生活する場所でもございます。

本市では、平成24年の九州北部豪雨の際に、指定避難所以外の県有施設に緊急避難された事例を受けまして、県と協議の上、新たに筑後広域公園体育館と山門高等学校体育館を指定するなど、避難所の充実を図ってまいりました。

本年8月末の前線に伴う大雨では、矢部川の水位が氾濫危険水位を超えたことなどから避難勧告を発令いたしておりますが、下庄小学校西側の道路が冠水したことにより、避難ができない状況がございました。

市といたしましては、今後、浸水想定区域内にある指定避難所への避難について、冠水前の早期避難の周知や冠水状況の情報提供に努めるとともに、校舎の2階以上などへの垂直避難の徹底により対応をしてまいりたいと考えております。

また、指定避難所は、指定当初において立地条件や構造条件、施設の管理体制などを検証

いたしておりますけれども、内閣府が作成している指定に関する手引に沿って再点検を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の福祉避難所の配置と告知をとのこについてでございますが、本市では、福祉避難所として利用可能なバリアフリー化されている施設を洗い出し、保健福祉センターや公民館施設など10カ所を福祉避難所として指定いたしております。

本市においては、要配慮者の状況を踏まえた上で、二次的に開設することといたしており、発災直後は要配慮者を含め、まずは指定避難所に避難していただき、その避難者の健康状態などにより一般の避難所では対応できないと判断した場合に、福祉避難所を開設することといたしております。

また、その際の福祉避難所への移送につきましては、要配慮者の家族や支援者をお願いすることになりますが、それが困難な場合には、市災害対策本部の中に設置する避難行動要支援者支援チームによって支援を行うことといたしております。平成29年12月には、県の事業を活用した自主防災組織の避難訓練に合わせまして、福祉避難所への移送訓練を行ったところでございます。

そのようなことから、福祉避難所へは直接避難されることを想定しておらず、混乱を避けるために福祉避難所に関する情報の積極的な周知は行ってきてはおりませんが、今後は要配慮者やその家族、自主防災組織や支援団体などに対しまして、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、福祉避難所では、避難者の生活に特に配慮を要するため、物資・器材の確保のほか、専門職を中心とした支援が不可欠でございます。

市といたしましては、施設・設備が整っている介護施設や障がい者施設などでの受け入れ協定について検討するとともに、各種施設や医療機関、専門職団体やボランティア団体などの連携を図り、安心して避難生活を送れる支援体制の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

地学教育については教育長が答弁を申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

続きまして、3点目のみやま市における地学教育を市民にということについてでございますが、こちらは私のほうから御回答をさせていただきます。

まず、学校教育の視点で申し上げますと、小学校中学年で、社会科の時間に地域社会における災害や事故の防止に関する人々の工夫や努力を考える学習を行っております。また、道徳科では、自分のことは自分でやること、命の尊厳について学びます。さらに、総合的な学習の中では、地域の防災マップなどを活用し、防災意識を高める学習を行っている学校もございます。

小学校高学年になりますと、社会科におきましては情報を得ることの大切さ、災害が起きたときに生活を守るための支援や対策があることなどを学びます。理科では、気象や流水の規則性などについて学び、具体的には砂場で流水の様子を観察したり、雲の動きを観察するなど、実際に事象に触れた学習を行います。さらに校外学習では、河川や砂防の公共事業などを見学するなど、自然の中で人間が工夫して生きていることを学んでおります。

中学校におきましては、地質・火山・地震などを学び、自然のスケールの大きさとその大切さなど、さらに深めた学習へと移っていきます。その中で、危険を予測したり、安全な生活に向けて工夫するなどの学びを行います。さらに道徳科におきましては、地域とともにある共助の精神を養うなど、緊急時に適切な対応を行うための知識と素養を高めております。

全国でさまざまな災害が頻発したことを受け、特に被災した自治体では自発的に地域防災に向けた取り組みが進み、本市におきましても九州北部豪雨を境に、学校における防災教育に力を入れております。新しくなった学習指導要領にも記載がありますとおり、現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容の方針にのっとり、今後もふるさと教育において、本市の地形や風土を知る学習の中で、社会科や理科で得た地学の知識と、総合学習や道徳で養った精神を結びつけながら、自然の仕組みを学び、その中で生活する視点で考えをめぐらせ、生きていく心構えを身につけさせてまいりたいと考えております。

また、社会教育の一環として、生涯学習まちづくり出前講座を開催しております。出前講座は、市が行う業務の中で市民の皆様が日ごろ知りたいことや聞きたいことを職員が直接出向いてお話をするもので、防災についての講座も多数実施させていただいております。

本市は、山や川、海といった地理的な特長から、多種多様な自然災害が発生し得る特長を有しているため、講座参加者の居住されている土地の特性に合った災害対応と防災対策についてお伝えしているところでございます。

今後もあらゆる機会を捉えまして、市民の皆様に災害に対する知識を深めていただけるよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。（「議長、前回と同様に村上議員の着座発言を要請します」と呼ぶ者あり）

村上議員は、それを望まれるかどうかでございますが、どうでしょうか。

○3番（村上義徳君）

許可いただければ着座にてお願いします。

○議長（瀬口 健君）

そしたら、どうぞお願いいたします。

○3番（村上義徳君）

ありがとうございます。

まず、1点目の市長の御答弁に関してですけれども、先ほどの荒巻議員の質問の中でも出てきましたが、避難所の26カ所という話が途中ございましたが、10月に8月の災害についての報告を受けた折に、避難所が28カ所という説明を受けておりましたが、この26カ所になったというのは、どこか2カ所指定避難所が減ったということでしょうか。28カ所で。

○議長（瀬口 健君）

柁嶋総務課長。

○総務課長（柁嶋晋治君）

先ほどの御指摘の避難所28カ所につきましては、指定避難所26カ所とあわせまして自主避難所2カ所を開設しておりましたことから、合計しまして28カ所という御説明をしていた……（「28カ所というのは」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

それでは、28カ所というのは自主避難所2カ所と指定避難所26カ所ということでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

指定避難所につきましては、先ほど答弁いたしました26カ所で、先ほど追加いたしました山門高校と筑後広域公園の御説明については、そこの中に含まれておりまして、合計いたしました26カ所でございます。

○議長（瀬口 健君）

今、村上議員が理解に苦しんでおりますので、もう一回答弁してください。梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

みやま市が指定避難所と指定しております箇所は26カ所でございます。先ほど答弁の中に、県のほうの施設のほうを新たに加えたということで御説明をいたしましたかと思えますけれども、その2カ所につきましては、先ほどの26カ所内に含まれておりますので、みやま市としての指定避難所の箇所は26カ所でございます。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

8月の災害の説明のときに28カ所と伺っておりましたが、そのときから、その28カ所というのはどういうことでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今、総務課長が申しましたように、26カ所でございます。その際の説明が28カ所は誤りでございます。申しわけございませんでした。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

28カ所についてはたしか、そのリストが一緒に出ていたと思うんですが。

○議長（瀬口 健君）

長くかかりますか。3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

そうしましたら、数については大切なことですので、そのリストと照らし合わせてきちんと数を正確に後ほどお知らせください。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

その説明したときのリストをまた用意いたしまして、後ほど御説明申し上げます。

指定避難所は26カ所ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

それから、先ほどの答弁の中の下庄小学校の西側の水路、道の冠水という答弁の中にございましたけれども、まずは、避難所は指定されていても、そこに行くまでの経路ですね、垂直避難も有効な避難ということですが、まずその避難所に行くまでの経路が安全でなければ、その避難所の意味がないというふうに思いますが、そういった経路についての安全の確保というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

経路につきましては、洪水ハザードマップをごらんいただければと思いますけれども、特に瀬高地区が多く該当いたしますが、やはり浸水をする、その浸水をするということは、災害の規模にもよりますが、やはりそれはあり得ることだと思います。ですので、やはり避難情報を早目にこちらのほうが発令して避難所までに余り浸水が進んでいない状態で避難をしていただく、そういうふうなことをやっていきたいというふうに思っております。

避難所の中で、やっぱり大きな雨が降れば浸水する地域は避難所の中にはございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

やはり避難経路というのは避難するための大事な道です。今後ここがなかなか危ないということになると、安心してあそこを歩いていこうかどうだろうかと考えているうちにまた浸水が進むという状況にもなりかねませんので、こういった経路についても防災訓練等を含めまして早目早目の啓発をですね——啓発も待ったなしで、いずれ検討しますではなくて、早目の啓発をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

おっしゃるとおりに防災訓練等を含めましてやってまいりたいと思います。

まず、地域防災力を高めていきたいと思いますので、いろんなそういった防災組織を確立して、そういった組織の中でまた避難経路を確認していただくような、そういうふうな方向性を持って取り組んでまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

みやま市が指定している避難所ですね、これを設定している基準というものは何かございますでしょうか。特別何かございましたら、教えてください。

○議長（瀬口 健君）

枕嶋総務課長。

○総務課長（枕嶋晋治君）

みやま市のほうで指定をいたしております避難所につきましては、一定の条件がございまして、1つは管理条件、いわゆる職員がその避難所に配置できるかといった点です。それからもう一つは立地条件、今回の下庄付近のほうが冠水をしておりますけれども、先ほど部長のほうも申しましたとおり、みやま市の多くは浸水想定区域というふうになっております。こういった中から、立地条件が満たせない場合につきましては、構造条件を満たすということで避難所の開設ができるということになっております。

先ほど言ったとおり、管理条件及び構造条件、そちらのほうの条件を満たせば避難所として指定できるということになっております。構造条件につきましては、2階建てであることないし台風とか浸水被害の際に壁が倒壊しないとか、そういった構造条件の基準を満たす必

要がございます。そういった中から選び出して26カ所の指定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

具体的事項2番目の福祉避難所の件についてお尋ねします。

みやま市が想定しています福祉避難所についてですけれども、みやま市が考えている福祉避難所の概念というのはどういう基準で考えておられるのか、お願いします。

○議長（瀬口 健君）

椛嶋総務課長。

○総務課長（椛嶋晋治君）

まず、福祉避難所の施設の指定をする際の考え方でございますけれども、まずは施設内に和室があるところ、そちらのほうをまず考えて指定をいたしております。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

そういう施設の内容ではなくて、福祉施設の考え方の概念をお伺いしているんですけど。

○議長（瀬口 健君）

椛嶋総務課長。

○総務課長（椛嶋晋治君）

福祉施設の概念についてでございますけれども、まず、みやま市の福祉施設を開設する際の概念として少しお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、みやま市の災害が起きた場合につきましては、まず自主避難所というのを開設いたします。多くは公民館施設であったりとか福祉施設のほうを最初に自主避難所として開設いたします。

そういった中から大雨の警報が出た場合につきましては、特別警報が出た場合につきましては避難所を、先ほどの指定避難所、体育館とかでございますけれども、そちらのほうを開設する予定にしております。

こちらのほうの指定避難所を開設した際に、先ほどの身体とか高齢者の方とかいろんな配慮が必要な方につきましては、その指定避難所の中から移送をするというか、福祉避難所の

ほうに、和室があるところに移送するというふうな考え方で福祉避難所を考えております。

そのため、今のところは自主避難所のほうと兼ねておりますけれども、福祉避難所の考え方は、和室の機能を持った長時間いられるような施設として指定避難所から移送した箇所を福祉避難所というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

福祉避難所の概念というか、考え方として大事なのが、通常の避難所で生活が困難である人のために、高齢者、障がい者を含んでですけれども、そのために設ける避難所ということです。

ですので、今、福祉避難所の内容については御説明いただきましたけれども、どういった考えで福祉避難所があるかということになりますと、和室という御説明がございましたけれども、例えば車椅子の方であるとか、足の悪い方はほぼ和室では避難生活を送ることはできません。恐らく椅子に座るなり、そのまま寝ることができませんので、ベッドでしか寝られませんし、そういったことを想定した上での福祉避難所というのを基本から考えないと、確かに一般の避難所で考えれば、畳があればゆっくりできるだろう、寝られるだろうという発想になるんでしょうけれども、福祉避難所という機能を考えれば、そこは基本的に市のそういった福祉避難所に対する考え方を考え直していただかねばならないと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今、議員がおっしゃったように、高齢者や障がいをお持ちの方が安心して避難ができる、そういうふうな施設整備に今後努めてまいりたいというふうに思っております。

御指摘いただきました点については、やはり今対応している施設の中で不備な点があるかと思いますが、その分については今後改善を図られる分は図ってまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

3 番村上義徳君。

○3 番（村上義徳君）

今おっしゃっていただいたことはきっちり実行していただきたいと思います。

それと、実際に避難をされた視覚障がい者の人の声も聞いているんですが、まず最初、一時的に通常の避難所へ避難をして、その後福祉避難所へ案内をされたということなんですけれども、ただ、視覚障がい者の方にとっては、どこにいるかよくわからない状況で、そのまま福祉避難所へ案内をされて、福祉避難所へ入っても、どこに何があるかわからない、トイレがどこにあるかわからない、自分がどこにいるかさえしっかりとわからない、なかなかそういう説明も聞けなくて、次のときはもう自宅にこもりましたと、福祉避難所に行くのは不安ではないかと、そういう声もございます。これは実際に避難をされた方の声なんですけれども。こういったことを考えますと、全ての避難所にいろんな人を配置して対応することはなかなか難しいことだとは思いますが、そういった福祉避難所ということですね。視覚障がい者、身体だけではなく、視覚障がい者の方、いろんな障がいの方がいらっしゃいますので、例えば福祉避難所に関してはそういった案内のできる方を1人配置いただけたら、当然これは通常の避難所を兼ねる場合もあると思いますので、そういったことの対応も考えてしていただきたいというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

先ほどの障がいの方が避難所に行って本当にお困りになったという話をお聞きいたしまして、申しわけないなという思いです。

やはりその気持ちや立場になってみないとわからない部分というのがたくさんございますので、まず福祉事務所と連携を図りながら、そういう障がいをお持ちの方が避難する際どういことを配慮してもらいたいのか、そういったふうなところを把握しながら福祉避難所の充実に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

3 番村上義徳君。

○3 番（村上義徳君）

次の具体的事項3番目の地学教育についてですが、先ほど教育長から御説明がございまし

たけれども、学校の授業等で総合的学習等で、外での学習も含めていろんなことを学ぶ機会があるということで、これは非常に素晴らしい取り組みだと思います。これに加えて、外を見るということも当然大事なんですけれども、今非常に、携帯でも見られますけれども、航空写真とか、今道路地図でも航空写真があるとおり、川の流れの形を見るとか、実際にみやま市がどういう立地の中にあるまちなのか、自分のまちが、自分の住んでいるところの下の土壌はどうなっているのか、具体的に身近なところから、例えば、学校でもいいですけども、そういったのがどこに立地しているか、それが例えば地震とかのときにはどういう影響があるのか、大水が来たらこのまちはどこが標高が高くてどこが低くて、高いところから低いところへ流れるわけですから、どちらの方向に全体としては流れていくのか、そういったことも含めてまちの形、そういったものをしっかりと子供たちに教育をさせてあげていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

村上議員が御指摘のとおり、子供たちは緊急避難等する場合にもそうですが、やはり自分の住んでいるふるさとの地形や地勢、それから河川の状況等を把握する必要があると思っております。

それで、1つは、小学校では総合的な学習の時間などで地域をめぐる学習というのが、体験型の学習ですけど、取り組まれておりますので、そういう中で川の状況とか、あるいは土壌の様子とか、地層についてとか、触れる機会をふやして地学教育の一環として取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

ぜひ、そういった教育を日ごろからしていただいて、子供たちにしっかりとみやま市の土地の土壌のこと、自然のことを学ばせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

1問目の質問は以上で終わります。（「議長よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

先ほど議運委員長から村上議員の質問の内容を自席からの着座のままでというような要望がありましたけれども、恐らく1問目、2問目、そこに、演壇に行くのが御苦労があると思うとですよ。だから、引き続き2問目も自席からということをお願いします。

○議長（瀬口 健君）

今の発言のとおり、村上義徳君につきましては、2問目もそのままお願いしたいと思いますが、それで御了解いただけますか、本人さんは。（「はい。御配慮ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

どうぞ、よろしく願いいたします。3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

それでは、2問目の質問に入ります。

視覚障がい者対応の広報を。

年間を通して市民の皆様、市の行事や医療、福祉に関する情報、あるいは募集や報告などみやま市で生活する上での欠かせない大切なお知らせが広報には掲載され、市内各世帯に届けられています。読みやすく構成され、これによって多くの市民の皆さんがみやま市の情報を手にしておりますが、視覚に障がいのある方や高齢のため視力が弱くなられた方などはどのようにして広報の情報を知ることができるのでしょうか。読んでもらえる家族がいつもそばにいる方ばかりではございません。そのような環境の方ばかりではございませんので、読めないまま、知らないままという方が多数おられる可能性があります。市民の皆さんに漏れなく広報の内容をお伝えするために市としての具体的対応があればお願いします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、視覚障がい者対応の広報をとの御質問にお答えいたします。

年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての市民の方々へ行政情報をお届けすることは行政の責務であり、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、これまで以上にその対応が求められております。

現在、視覚に障がいのある市民の皆様のため、広報紙を点訳した点字広報とCDやカセットテープに音訳したものを吹き込んだ声の広報を市内の3つのボランティアグループの皆さん

んに作成いただいております。

視覚障がい者の方の社会参加を促進するため、広報紙の点訳・音訳に携わり、支えていただいているボランティアの皆様には改めて心から感謝を申し上げますところでございます。本当にありがとうございます。

点字広報につきましては市立図書館で、また、声の広報につきましては市立図書館及び山川市民センター・まいピア高田の図書館で、それぞれ借りることができます。

視覚に障がいのある市民の方々がこれらの点字広報、声の広報の郵送を希望される場合は、社会福祉協議会にあります、みやま市ボランティアセンターに御連絡をいただき、ボランティアグループの皆さんより発送していただいているところです。

引き続き、ボランティアの方々のお力をおかりしながら、必要とされている方へ点字広報、声の広報のお届けができればと考えております。

この広報紙の点訳・音訳制度の周知を図るため、広報紙に利用者募集の情報を掲載するとともに、障害者手帳の交付時や障害者医療の更新時などの機会にチラシを配布して周知を図っております。

今後、さらに多くの皆様へ御利用いただくことができるよう、本市の福祉担当課や医療担当課の連携を深め、身体障がい者相談員の皆様や障がい者支援事業所及び福祉サービス事業所などにもチラシを配布するなど、周知徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

市長御答弁ありがとうございます。

今、御答弁いただいた中で、ボランティアの方の力をおかりしながらという答弁がございましたが、こういった方々の協力のおかげでこういった声の広報というのが今つくられているというのは承知しておりますけれども、これはある意味こういったボランティアの朗読をされる方々がおられて初めて今成り立っているということです。

現段階これは成り立っておりますけれども、これから将来こういった形が続けていけるのか、あるいは別の形を考えなければいけないのか、これは存続していかなければ声の広報は続けることができないわけですから、その対策等はお考えがあるか、お伺いします。

○議長（瀬口 健君）

保健福祉部のほうはどうですか。久保井秘書広報課長。

○秘書広報課長（久保井千代君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

村上議員おっしゃるとおり、ボランティアの皆様には大変お世話をおかけいたしております。市といたしましては、音声広報や点字広報の制度の周知に加えまして、こういった広報をボランティアの皆様にご作成していただいているということ、また、各ボランティアグループの皆さんと一緒に作成していただく会員を必要とされていらっしゃることを、募集をしたいと思っております。このことを広報等でお知らせして会員確保のお手伝いできればというふうに考えております。

また、ボランティア協議会のほうで以前から講師を招いて音読に関する勉強会等を開催していただいた経緯がございます。このような機会を引き続きつづけていただきまして、この会に参加された方にお声かけいただくなど会員の募集につなげていただければとも考えておりますし、またその周知におきましても、広報でお知らせ等をさせていただきたいと思っております。

今後もボランティアの方のお力をおかりしたいと思っておりますので、会員の皆様方のニーズをお伺いいたしまして、必要な情報を集めたり、必要な場所につないだり、ボランティアの皆様と相談をしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

そういった取り組みをぜひこの後も続けていただきまして、この声の広報の存続を願うところです。

この答弁の中に、情報を掲載して募集をするというお言葉がありましたけれども、このそもそも掲載して情報を広げていくということ自体、そのもの自体が視覚障がい者の人は見えないわけですよ。ですから、そういった基本的なところから取り組みというのは考えていただきたいと、まず周知する方法、そういうところから考えていただいて、なるべく、さっきの答弁にもありましたけれども、手帳の更新ですとか、手帳の発行のときには必ず声をかけ

ていただいて、みやま市には聞ける広報がありますよと、そういったことで皆様が広報を見るということが漏れなく伝わるようにこれから続けていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（瀬口 健君）

これで午前中の一般質問を終わりましたので、休憩といたします。

なお、午後は13時30分より再開をいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩を閉じて、午後からの一般質問を再開いたします。

傍聴席の皆さん等にちょっとお断りをいたします。13時30分からの開会を予定しておりましたが、議論すべき案件が生じたので、議会運営委員会を今から開かせていただきます。

しばらく休憩といたします。まことに申しわけございませんが、報告をいたします。

そして、ただいま申し上げましたように、重要な議論すべき案件が生じたので、ここで一旦休憩をさせていただきます。

以上でございます。

午後1時31分 休憩

午後1時58分 再開

○議長（瀬口 健君）

では、休憩を閉じて一般質問を再開いたします。

15番牛嶋利三君、お願いいたします。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。今、議長のほうから内容説明をいただいたところでございますが、実は午後1時30分からの通告しておりました私からの一般質問というようなことでございますが、よければ、議員さんのみならず、執行部全員、そしてまた、傍聴いただいております皆さんにも、より質問の内容がわかりやすいような資料配付を申請したところでございますけれども、慎重審議いただいた結果が、今、議長のほうから報告いただいた内容のとおりでございます。大変お待たせいたしました。改めて皆さん方におわびを申し上げておきたい、このように思っております。

とは議長本人もみずから認められ、また、ほかの市議会議員全員の皆さんも御承知のとおり
のところでございます。にもかかわらず、議長本人から金銭の授受に至る理由、経緯等々
について何ら説明もされておられません。また、議会議員の大半の皆さんは議長の収賄容疑を何
ら問題にすることなく金銭授受を容認されて現在に至っておるところでございます。

このような中、議会だよりが市民に配布されましてから、市民の皆さんの大半が議長の収
賄疑惑、あるいは市長の差別行為等々を知ることになり、なぜ議会は黙認しているのか、議
長は辞任をしないのか、市長はこの問題をどう捉えているのか、なぜ告発をしないのか等々、
多くの声が日増しに大きくなっているところでございます。そこで、こうした問題を市長御
自身の問題も含めて市長の倫理観について見解を求めるものでございます。

2点目の政治家の寄附の禁止についてでございますが、市長が個人的に校長会やPTA総
会等々に配布されました冊子は寄附行為に当たりますか。ある新聞社が記載しておりました
けれども、寄附行為に当たるのではないかと報道がございました。どのように認識をされ
てあるのか、もし寄附行為であればどのように責任をとられますか。

3点目でございますが、市長の優生思想に基づく差別的文書配布についてでございます。

市長の優生思想に基づく差別的問題は、いまだにSNSやツイッターを介して全国各地か
ら市や市長発言に対する批判の投稿は2万件以上にも達していると思っております。また、
議会だよりによって報道されたこともありまして、市民の皆さんが知ることとなり、市長に対する
不信感が相次いでおります。そこで、市長の人権についての見解をお尋ねいたします。

タイトルの④でございますけれども、先ほど長時間の休憩をとっていただいたの質問でござ
います。

第三セクターみやまスマートエネルギー株式会社についての質問についてでございますが、
このことは11月29日、金曜日でございますけれども、午後1時から産業建設常任委員会を開
催いただいております。これは勉強会というようなことで開催をされております。このこと
はみやまスマートエネルギー株式会社の幹部従業員さんから中島委員長への相談というよう
なことでもございましたけれども、特にこのような大事な話であるというようなことで、委員
会、その内容も勉強会というようなことで開催をさせていただいております。

この質問につきましては、大変重要性がございますので、市長からの全ての答弁をいただ
いた後に一問一答というようなやりとりの中でお尋ねをしていきたいと思っております。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

牛嶋議員さんの市長就任から1年が経過した現在と、今後の政治姿勢に全般についての御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目のみやま市政治倫理条例及び施行規則についてでございますが、前回御質問いただきました政治倫理条例第3条に係る政治倫理基準につきましては、市長等及び議員の遵守すべき基準として、市民の信託により選出された、私どもが守るべき責務と考えております。市民全体の代表者としての品位を保つことや、市民全体への奉仕者として人格と倫理の向上に努めていくことが政治への市民の信頼を得る正しい姿勢であり、ひいては公正で開かれた民主的な市政を実現するための礎であると考えております。

9月議会時に私に御指摘いただいた件を重く受けとめ、市民の信頼回復のため、今後の政治姿勢についていま一度正していく所存でございます。

次に、2点目の政治家の寄附の禁止についての御質問にお答えいたします。

公職選挙法第199条の2において「公職の候補者は選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもっても寄附をしてはならない。」と規定されております。

私は、5月9日の小・中学校長会並びに10日の市のPTA联合会総会におきまして、私費で購入した教育関連の冊子「あなたも子どももそのままがいい」を参加者に配布いたしました。

教職員のころから、よい本があれば私費で購入し、教育に役立てていただきたく他の教職員やPTAの役員の方にお渡しすることがありました。今回、同様な行為をしたことは非常に軽率な行為であったと深く反省をいたしております。

今後は二度とこのようなことのないよう、十分留意してまいる所存でございます。本当に申しわけございませんでした。

次に、3点目の市長の差別的文書配布についての御質問にお答えいたします。

私が、8月26日の市職員研修におきまして、人権上配慮に欠けた文書を資料として使用したことが大きな社会的反響を呼び、市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけいたしましたこと、心よりおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

人権擁護の推進を図るべき市長でありながら、人権に関する理解が十分でなく、多くの皆

様を深く傷つけてしまうことになり、多くの批判がありましたことは、私自身真摯に受けとめております。

これまでに地域で人権教育に携わっておられる方や、学識経験者の方へお願いして、直接、人権の学び直しの機会をいただいております。

この機会を通じて、文書の内容が教育や社会的支援を否定するものであり、人の痛みへの想像力が欠けていたことを痛感いたしました。本当に申しわけございませんでした。これからも自分自身勉強を続けていく必要があると感じております。

今後は、二度とこのようなことのないよう肝に銘じ、あらゆる人権問題の解決と基本的人権の確立に向けてしっかりと取り組み、市民の皆様との信頼回復に努めてまいります。

次に、4点目の第三セクターみやまスマートエネルギー株式会社についての御質問にお答えします。

みやまスマートエネルギー株式会社は、平成27年3月、本市が11,000千円を出資した第三セクターとして成立いたしました。本市には、豊かな日照量と開けた平地という地域資源があり、これを生かしたメガソーラー発電所の設置や、住宅への太陽光装置の設置を促進してまいりました。電力システム改革の進展を契機に、これら地域のエネルギー源を有効活用し、エネルギーの地産地消を進め、地域の雇用創出など活力ある地方創生を目指して、地域電力事業と生活支援サービス事業を融合させたモデルを展開し、契約先の維持・拡大に努めてきたところでございます。

事業につきましては、高い評価を受けておりますが、平成30年12月の市議会一般質問におきまして、みやまスマートエネルギー株式会社とみやまパワーホールディングス株式会社の2社間での電力取り次ぎ業務の割合が適正なのかなど、利益相反取引の問題について質問され、市民への説明責任と透明性の確保が必要と判断したことにより、みやまスマートエネルギー株式会社に対し、地方自治法の規定による第三セクターへの調査権により、また、市が株主であることを理由として地域新電力調査委員会を本年2月に設置して、これまで6回の調査委員会を開催してまいりました。

電力事業における契約状況、会計帳簿、取締役会の議事録の会議資料等、関係資料の分析・検討をそれぞれの委員の立場から行っていただき、これまで取りまとめ作業に時間を要してはりましたが、11月7日に調査委員会最終報告をいただいております。

さきの9月議会でお答えしたところでございますが、調査委員会の報告書は、みやまス

マートエネルギー株式会社の取締役会で報告した上で、市議会の産業建設常任委員会に報告し、その後、市議会全体への報告を計画いたしておりました。本市は、みやまスマートエネルギー株式会社の取締役としての立場もありますことから、11月13日にみやまスマートエネルギー株式会社の取締役会で報告させていただき、現在この報告書に対する取締役会としての意見を取りまとめる作業を行っているところでございます。

この調査を行った目的は、みやまスマートエネルギー株式会社が第三セクターとしてこれからも存続していくための健全化のためのものであり、今後取締役会としての意見を添えた上で公表に臨むことが最も望ましい形であると考えております。

御質問の反論の説明や意見等の内容を含めた取締役会での雰囲気と結果につきましては、現時点では作業中のことでもあり、その内容が整い次第、議会へ御報告する計画でございます。

公表に時間を要しており、申しわけなく思っておりますけれども、いましばらく時間をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

これは前もって申し上げておきますが、4番目のみやまスマートエネルギー株式会社の関係なんです、通告に基づきまして、今答弁いただいておりますが、資料も市長のところに、手元に配付いただいておりますかと思いますが、そのような内容でございますので、あえてその部分はお尋ねしなくても、内容を変えた質問でお願いしてまいりたいと思います。

まず、市長の倫理観についてお尋ねいたします。

みやま市政治倫理条例が平成19年6月議会におきまして、これはきょう傍聴にもまた今回もお見えいただいております元々議員さんが委員長として可決いただき、条例制定された内容でございますが、市長はこのことについて御理解いただいておりますか。内容を読まれておりますかね、まずもってそのことをお尋ねいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

拝見させていただいております。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

市民間では、先ほども申し上げましたとおり、さきの9月議会終了後の議会報等々見ていただいているお話かと思っておりますが、市民間におきましては、議長に対して、議員としての倫理観はどうなっているのか、あるいは議長本人はスポーツマンとして、また野球の指導者として恥じる心もないのかとの厳しい意見も寄せられております。また、私の支持者からは、議会は何をしているのか、市民をばかにしている、市民を愚弄している、議会を解散すべきではないか等々、市長、議会に対する対応の批判が上がっておりますが、このことについて市長の気持ちをお尋ねいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

牛嶋議員さんがおっしゃることは重々承知はしておるつもりでございますけれども、私の資料配布とか、それから不適切な研修資料等の配布、非常にまことに申しわけなく思っております。しっかり反省し、今後の市政に反映させていきたいと考えております。どうぞよろしく願いたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今、答弁の中でも、9月の答弁でもほとんど今回も内容が変わっておりませんので、答弁等々もそう変わっていないというような判断をしておりますが、このことは9月の一般質問でも、先ほど申しますように、市長の見解ということで御答弁いただいておりますが、なかなか市長としての意見、あるいはこの考え方を述べるわけにはいかない。差し控えるというようなことであったかと思えます。

今、市長の再度なる答弁をいただいておりますが、市長には残念ながらこの倫理観があるのかどうなのか非常に疑わしいところもございますけれども、いかがですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今回の件をもとにしっかり反省して、今後の市政に善処してまいりたいと思っております。しっかり反省させていただいております。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

同じような質問になりますけれども、これも私の支持者たちを含めた多くの市民の意見でございますが、議会だよりが発刊された後、議長の収賄が——収賄疑惑と言ったら非常に言葉の失礼な部分もあるかと思いますが、あわせて市長の差別的なこの文書配布以来、日増しに批判は大きくなっているところでございます。特に市長の問題発言というよりも行為ですね、このことには全国のネットで批判を浴びております。この問題発言は先ほども申しましたとおり、本当にツイッター、あるいはSNSのほとんどが、謝って済む問題ではない、このような意見が大半でございます。また、市長給与の減額というようなことで今回提案いただいておりますけれども、減額そのもので解決ができる、あるいはこの問題が全て終わったというような問題ではないと思っておりますが、このことはいかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

給与の減額だけで済むとは思っておりません。ですからこそ、あらゆる人権問題の解決のためにしっかりこれから取り組まさせていただきたいと思っておるわけでございます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

それでは、ここで市長に確認させていただきたいと思っておりますが、元年の11月、先月ですよね、全員協議会終了後の22日午後1時30分から、当然これは倫理調査委員会が開催されております。この中で審査会への呼び出しを受けましてヒアリングを受けた身でございますが、あえて再度確認をさせていただいておきたいと思えます。

本市の政治倫理の審査会、委員さんは何名で構成され、また、どのような有識者の方が、大変立派な方ばかりというふうなことは私もヒアリングを受けて承知しておりますけれども、

再度その方の名前、有識者の関係をお尋ねいたします。これは市長にお願いします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そのメンバー名については、総務課長ですかね、ちょっと私が名前を全部覚えておりませんので、お願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

いや、これは大事なことなんです。当然これは9月30日、私どもは市議会議長、瀬口議長宛に請求者が請求をして、そして、市長のところで決裁いただき、市長がこの倫理会の皆さんに審査委員会を開催いただきたいというようなことでの要請があつておるとおもいます。このことがどなたが審査委員会なのか、メンバーもわからなくて、そのようなところへの審査をお願いできますか。そのことを非常に疑問に思うわけですね。よろしくお願いします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

まことに申しわけありません。お名前は拝見して、有識者の方であるということは存じ上げておりますけれども、ちょっとしっかりした名前を文書を見てお願いしますということで伝えておりますので、ちょっと詳しいお名前についてはすぐには私自身申し上げられないとか、記憶が薄れておりますので、申しわけございません。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

これは市長が委嘱されておるわけですから、名前も構成委員もわからないで大変委員会の皆さんに失礼だと思えますよ。このことはきょうも多くの傍聴者の皆さんが傍聴に忙しい時間を割いてお見えいただいております。特に立派な方々の構成された委員会ですから、部長なり課長なりお名前を読み上げて、そしてまた、議会終了後に一覧表を私に配付いただくようお願いしておきます。お名前を。

○議長（瀬口 健君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

今回、政治倫理審査会の委員さんにつきましては、有識者といたしまして弁護士の方、中野先生でございますけれども、弁護士の先生、それから行政書士の方、それから大学の先生、保健医療経営大学の先生、それから税理士の方、それから一般ということで5名の方を委嘱いたしております。なお、お名前につきましては、一覧表のほうをお渡ししたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

課長、よければ、せつかくですから、どのような立派な方がこのような大事な委員会を開催していただき、しっかり審議、調査をやっていたのか、市民の多くの皆さんが知り得たいところではないかというふうに思っておるところでございます。名前がわかっておれば公表いただければと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（瀬口 健君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

弁護士のほうから、中野和信弁護士、それから司法書士のほうから奈良田紀幸さん、それから税理士のほうで武仲史晃さん、保健医療経営大学のほうから堺貴晴さん、それから市民代表といたしまして森總子さん、以上5名でございます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

ちょっと時間が――通告しておりました部分が4問ございますので、中身は私が勝手に質問者として割愛させていただきながら質問いたしますが、ちょっと重複いたしますけれども、瀬口議長の金銭授受について先ほど、冒頭お話し述べましたけれども、政治倫理条例についての市長のお気持ち、見解をちょっと聞かせてください。再度で大変申しわけございませんが。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども申し上げたと思いますが、政治倫理については、しっかり守るべきものと考えておるわけでございます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

市長がこのことについて倫理観がない、見解が示されないというようなことかもしれませんが、このことについては、調査委員会の内容がどのように出るのか、内容はわかりませんが、この出た結果について、市長はどのように——今後のいろんな倫理観の問題等々も全て含めて、その結果に対してどのように今後考えられ対応されるのか、そこのところもひとつお尋ねしたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

政治倫理審査会の結論がまだ出ておりませんので、私のほうにまだ報告は上がっておりませんが、政治倫理審査会の書いてあることに関しては尊重すべきものと考えております。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

先ほども申しますとおりに、8月30日に議長へ提出されて現在に至っております。私たちが先日の22日、私が1時半からでしたか、それから瀬口議長が恐らく3時30分からだったというふうに聞いておりますが、私の推勘で何回開催されておるのかわかりませんが、恐らくそのことで両者をヒアリングして、結果はそれの取りまとめじゃないかというふうに思っていたんですよ。そしたら、その結果が、12月議会がきのうから開会されておりますが、その内容につきましても結果をいただきたい、その時期であろうというふうに思っておったんですが、12月12日ですか、また、開催されるというふうに聞いております。その内容、なぜ開催する必要があるのかというふうに聞きました。これは間違っておったら、瀬口議長

さんごめんなさいね。私が聞いたところによれば、その内容、いわゆる調査委員会からの答申された結果、その内容に承服できないというようなことで再審開催に至ったというふうに聞いております。それが事実だとすれば、それこそもう大変なことになると思うんですが、確認のためにお尋ねいたします。どのような経緯で12日に開催されるのか、よろしく願いします。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

それでは、御説明申し上げます。

委員会としては、報告書の一定の作成をまとめてはおるんですけれども、規則に基づきまして対象者の方の意見を聞くというふうになっておりますので、取りまとめた報告書に対する意見を聞くという場を一度設けるということでございます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

そしたら、最終的な調査報告、これはどのような経緯で来るのですかね。市長から議長に行くのか、直接的に申請者へ行くのか、議長を介して申請者へ行くのか、そのことをお尋ねいたします。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

まず、調査請求者につきましては、市長から直接調査請求者の方へ結果報告が参ります。瀬口議長の分につきましてはの報告につきましては、議会、市長のほうから議会のほうに報告いたしまして、議会のほうから、その後、瀬口議長のほうに報告されるというふうな流れになっております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

それでは、政倫が終わりまして、政治家への寄附の禁止についてというようなことでお尋ねをしたいと思いますが、はしょった質問で大変紛らわしいかもしれませんが、答弁いただかなくていいというようなところはあえてお尋ねいたしません。

まず、9月20日、前回の第3回の議会でございましたけれども、市長辞職勧告決議ということで私が最後の内容になりましたけれども、このことも今後引き続き大変な問題になると思われませんが、9月15日、某新聞朝刊記事での道徳本寄附、公選法抵触かというようなことで、松嶋盛人市長がした行為は公選法第199条の柱書き2号に違反する疑いが濃厚です。例といたしまして、衆議院議員の松島みどり氏が選挙区内でうちわを配布した問題となりましたけれども、松嶋市長の行為はさらに悪質であるというような質問をいたしまして、市長が公選法の疑いがある行為について、みやま市政治倫理条例、まさに今までお尋ねいたしましたが、第2条及び第3条の趣旨に照らして市民に対する責任の義務があるというような質問をいたしました。取りまとめといたしましては、市民に対する説明はあっていないと思いますが、そうですね、あっていないですね。（発言する者あり）はい。

市長は校長会、あるいは冒頭申しましたとおり、PTAの総会等々で冊子が配られておりますが、このことは私ども素人ではわかりませんが、公職の候補者等の寄附の禁止に該当するんじゃないかというふうに思っております。

臨時校長会を開催されて回収をされておりますが、恐らく市長の指示なくして回収できない。このことは教育長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、時間の都合上割愛いたします。

最後に、この行為も公職法に抵触するんじゃないかというようなお考えのもとに回収はされたんだと思うわけですね。ですから、このことについては隠蔽工作ではないかというような市民の皆さんからの声も上がっております。このことについてはいかがですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほど牛嶋議員おっしゃったように、回収をお願いしておるところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、教員時代から教育においてよい本があれば役立てていただきたいという思いから自分で購入したのを配布したわけでございまして、今回もこれま

でと同じ気持ちで本をお渡ししたところでございますが、公職の候補者である市長の立場としては本当に非常に軽率な行為であったと深く反省をしておるところでございます。今後ともこのようなことがないように、しっかり自戒をしながら市政を進めてまいらせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

タイトル3番目になろうかと思いますが、市長の差別的文書配布についてというようなことで準備をしておりましたが、このことは後者の中島議員のほうもすぐ私の後に通告をされております。したがって、ちょっと中身の一部を紹介をしたいと思いますが、私ごとで大変僭越でございます。

松嶋市長の差別的文書配布に対する質問の前に、私が日ごろから大変お世話になって敬愛しております、ある市の市長を務められた大変立派な先生からのお手紙をいただいた内容を紹介しておきます。

前後割愛いたしまして、「市長は」、松嶋市長ですね、「自治体の二元代表制の趣旨に基づいて施策と予算を提案し、議会の審議と承認を得た上での政策実行に専念すべきであり、研修の講師がしたかったら教師に戻ればいいのではないですか。第一、あの程度の歴史や人権に対する認識ではその資質はゼロというべきではないでしょうか」、このようなお手紙をいただいております。このこともあわせて大変失礼ですが、まさにそのとおりであり、大きな恥をかいたみやま市民の一人でもございます。十分ひとつ心してお願いしておきたいと思っております。

それから、先ほどから市長の答弁の中では、これからは人権の問題についてはさらに努力を重ねながら取り組みをしていきたい、このような発言でございましたけれども、このことは、私ども平成19年1月29日、新市誕生以前の問題として、旧山川も旧高田も旧瀬高もこの人権問題に対しては本当に差別のない明るいまちづくりについて、他市に負けないぐらいの努力をして取り組んでおります。私はそのように思っておりますので、これからじゃなくして、以前から特に先生は教育者でもあったというような認識をさせていただきたいと思っております。

それから、この問題で最後になりますけれども、今月の、きのうからですけど、12月4日

から12月10日までの2019年度人権週間となっております。本市ではこのような、市長がやっぱり啓発啓蒙で道の駅でも市民の皆さんにぜひ実行くださいというようなことで努力された経緯が、このものなんです。一人一人が大切にされるまちを実現するために人権週間、このことに取り組み、参加してみませんかというようなことで配っていただいておりますが、11月30日14時から山川市民センターで開催された人権啓発講演会「命をいただいてつないでいくこと」、本当に素晴らしい講演でございました。主催者であるみやま市の松嶋市長はなぜ出席できなかったのか、環境大臣賞受賞というようなことでの部分も新聞のトップの動きで見せていただいております。しかし、この人権週間にかかわる問題に取り組むこと、これは市長が一番口に取り組んでもらわなきゃいけない一丁目一番地、このように思っております。どちらが大事ですか、このことをお尋ねしておきます。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

牛嶋議員様がおっしゃった部分は重々心得ております。今回急遽、環境省が主催するグッドライフアワードという部門におきまして、全国243の応募がございまして、その中で2番目の優秀賞をいただきました。最優秀賞の次が優秀賞、自治体では、その中ではたった一つの自治体受賞ということで、今回はどうしても人権のほう、研修も本当に大事だと思っておりますけれども、自治体唯一の受賞でございましたので、苦渋の選択で授賞式のほうに参加させていただいたということでございまして、今後は人権の啓発取り組みに関しては積極的に参加をさせていただきたいと思っております。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

市長の今の答弁というよりも説明でございしますが、なかなか逃げの答弁としか聞こえないんですよね。恐らくこの問題に一生懸命熱を込めて働いてあります皆さんからすれば納得できない、理解できない、そのような市長の説明だったかなというふうに思っております。

市長は、この人権配慮に欠けていた。そのようなことで謝罪されたのはまさしく、本当に失礼な話なんです。パフォーマンスで、喉元過ぎれば熱さ忘れると、そのようなことわざがありますが、まさにそのとおり、また、本当に市長の優生思想が頭を持ち上げているん

じゃないか、そのような心配もしているところでございます。

このことは本当に今からタイトル4で通告しております質問でもおわかりいただけるんじゃないかというふうに思っております。そのような意味も込めまして、今後本当に、本当の意味で反省をしていただきたい、そのように思っております。

タイトル4でございますけれども、時間の都合上、それこそ私の一方的な市長に対する質問のみで、答えをいただけなくても結構ですが、しっかりこのことも今後のみやまスマートエネルギー株式会社の関係、相当数含めて心していただきたい。

市長のところはこの資料は恐らく配付いただいております。タイトル4でございます。第三セクターみやまスマートエネルギー株式会社につきましてでございますが、私も市政を監視する議会の役割といたしまして、私を含めて産業建設常任委員会でございますが、これは第三セクターの経営の進め方に市が積極的に適切に対応しているかを監視する役割がございます。産業建設常任委員会の認識といたしましては、1、みやまスマートエネルギー株式会社は全国的に収益機会を求めて地方創生のモデル企業として成長拡大を目指すこと、このことは全員協議会で一致して承認しているところでもございます。2番目に、みやま市内に本社を置く、みやまパワーホールディングスとともに成長すること、このことも事業協定書で契約しております。3番目に、みやまスマートエネルギー株式会社、あるいはみやまパワーホールディングスが手を携えまして成長し、収益を地域発展に還元し、住みよいまちづくりに貢献すること、このことは設立当時から目的とあるいは手段として認識をしておるところでもございます。また、4番目といたしまして、みやまスマートエネルギー株式会社とみやまパワーホールディングスは強く連携するものの、取引の透明性を高めるために両者の経営は分離すること、あるいは合併を積極的に検討すること、これは取引の健全性ということで認識をしております。5番目に、電力事業の経営に市が口を出すことはないというふうに考えておりますが、やはり第三セクターの経営安定に非常に大きな点であると認識をしておりますが、これはちょっと資料等々をいただいております、Xさんというようなことで述べさせていただきますが、市長にも配付しておりますとおり、この方からの訴えのとおりでございます。取締役会でのふさわしくない経営の判断の繰り返しであるというふうな思いがしております。

ちなみに、産業建設常任委員会は、みやまスマートエネルギー株式会社の経営監視を所管すると考えると同時に、以上の先ほど申しました観点が正しく履行されているかどうかを監

視する役割があると考えております。

みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況を市役所が適切に指導しているかどうか、このことを監視することも私どもの役目でありますけれども、非常に大きな問題であると認識せざるを得ません。

そこで、まずもって市長はみやまスマートエネルギー株式会社をどのようにしたいのか、当然この答弁の中では成長させたいというお気持ちはお示しいただいておりますが、逆に言えば潰したいのではないかというようなお話もちまたではあっております。そこもとを市長の本当の真意をお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

みやまスマートエネルギー株式会社の全国に認められた地域新電力、みやま市の名前を全国に知らしめたすばらしい企業であるとは思っております。ですが、私は牛嶋議員さんおっしゃるような潰すとか、そういうことは一切申し上げていません。逆に地域新電力として地域の方々にこのみやまでつくった電気を買っていただいて、さらにみやま市の発展につなげていくことが使命だと思っておりますので、そういう言葉については非常に私は残念に思います。

ですから、しっかりこのみやまスマートエネルギー株式会社が発展するようにしていかなければならないと常々考えて、会議等でも真剣に取締役会として、役員として出席させていただいたところでもございます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

スマートエネルギー株式会社が成長することを願うというような御答弁をいただいたところでございますが、このことは中島議員さんがたびたびこの質問の中で、市長そのものがみやまスマートエネルギー株式会社に入っていらっしゃいますかというような質問があったかと思えます。市長の答弁としては、調査結果、今まさにおっしゃってあるですね、この結果がわかってから入るというようなことですが、まさにそのような、ちまたにおかしいんじゃないかといううわさがあれば、それを払拭するのが市長の仕事なんですよ。市長みず

から全くそのようなことはないですよ、心配ないですよ、私がみずからトップセールスとして加入されて、そして、市内を含む市外、全国へそうした顧客の獲得をやっていただく、そうじゃないですか、このこともちょっと確認しておきます。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今現在、報告書が出ております。その報告書の中身についてはまだ取締役会でのみ協議をして、今、みやまスマートエネルギー株式会社の取締役会、みやまスマートエネルギー株式会社としての意見を取りまとめ中でございます。

私もその改善策等をきちっと見据えた上でももちろん加入してまいりたいと思いますし、地域の皆様とともにみやまスマートエネルギー株式会社が発展できるように努力をしていきたいと思っております。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

それでは、これは答弁は要らんです。私が準備したやつを述べるだけ述べさせてください。非常に理解に苦しむとかじゃなくして、非常に気持ち悪くされておるのは私も実感しております。

それでは、大きな問題としてお尋ねをいたします。

松嶋市長がみずから顧客獲得に、先ほど私が中島議員さんの質問を引用した話ですが、顧客に向けて動くべきところ、行動が全く見られていない。また、市長本人の思想的な行動が原因の顧客離脱や風評被害をとめる動きも見せられないと思っております。

2番目といたしまして、みやまスマートエネルギー株式会社が提案する数々の成長機会を市長の独断でストップさせているのではないか。このことが経営の先細りにつながりつつあることを市は認識できていないと思っております。

3番目に、本来お客様の目線で判断すべき課題に対して適切な対応がとられていないと思っております。

あるいは4番目で、社員の事務作業ミスを責める動きが明るみに出ております。温かみのある社風づくりに配慮しないばかりか、逆にパワハラを告発されるような動きを引き起こし

ていると思われます。某市役所職員の不適切な民間取引介入行為は法律に抵触するおそれがあります。市長は善管注意義務違反が強く疑われると思います。

6番目に、みやまパワーホールディングスという善良な民間企業を締め出すかのような行動が見られる。本来は取引の透明性を求めることのみが目的であるはずであると思います。

7番目に、参考資料として、まさに皆さん方に配付させていただいております。これは回収するという御理解をお願いしたいと思います。参考資料として配付したX氏からの訴えにどのような説明をされますか。うそかまことか、本当に責任を持つての答弁をいただきたいところですが、時間の都合上割愛いたします。

8、今後及びいろいろな角度から想定するところ、その必要に応じて対応できる立派な資料等々も、いっぱいとは申しませんが、少しばかり準備はいたしておりますので、またこのことについては市長なりに、この内容等々、私がどのようなことをお尋ねするのは精査をお願いしておきたいと思っております。

それから、みやまスマートエネルギー株式会社の、これは社長ですね、名前はちょっと失礼いたします。市長のみならず、ほかの人も含めて辞職していただきたい、そのような内容を言われたことがございますか。辞職をしてくださいとかさせるとか、このことも含めてなんです。

また、ある方に対してみやまスマートエネルギー株式会社の会社経営を、これは市独自で統合させたい、そのようなことを相談された、いかがでしょうかと相談されたというようなことを聞いております。このこともどうなのかお尋ねしたいところですが、このことはやはり先ほども申しましたとおり、事業展開に対する、あるいは成長に対する市長みずからみやまスマートエネルギー株式会社の成長に協力的に動きが見えない、そうして考えておるところでございます。

それから、このことはちょっとお尋ねしておきます。もしものとき、あつてはならないことなんです、現在みやまスマートエネルギー株式会社には従業員数約58名ぐらいが従事されているというようなことでございます。もしものとき、その従業員さんの処遇についてどのように考えてあるか、その責任をどのように考えてあるのか、このことについてお尋ねいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。（「簡略をお願いします」と呼ぶ者あり）

○市長（松嶋盛人君）

しっかり雇用は守っていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

このことは非常に大事なことでございます。いろんな質問等々を通告しながら、市長に嫌な目も遭わせなくてもいい、このようなことから、これはお尋ねというよりもお願いというようにことでしておきたいと思っております。

私ども産業建設常任委員会は、先ほど申し上げましたとおり、みやまスマートエネルギー株式会社の適正な経営監視を所管する立場から、今後の取締役会の傍聴をぜひさせていただきたい。この辺は私ども産建委員会の全委員の一致した意見でございます。いかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

取締役会等も含めてそのことは検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

市長が筆頭株主の責任者としてそのような御回答かと思っております。

先ほど申しましたとおりに、やはりその資料にも入っておるかと思っておりますが、NTTデータさんですか、ここへも職員さんみずから行かれて、みやまパワーホールディングス等々のあれがないわ、あるいは直接的な市の取引というようなことで伺われたというようなこともあっております。特にその職員さんからは、みやまスマートエネルギー株式会社にはやはり頼むよというようなこともあっておるようでございます。そのことが市長の、やっぱり職員さんを管理する善管注意義務違反等々になるんじゃないかと。このことは弁護士にもちょっとお尋ねしておりますが、大変そのことについては難しさが、市長の難しさですよ、

あるように聞いております。

時間もございません。最後になりましたけれども、今後は市長におかれまして、みやまスマートエネルギー株式会社が全国的に、これは設置当時からの柱ですから、全国的な地方創生のモデル企業として成長拡大を目指し、その収益をみやま市のみならず、この地域の発展に還元し、住みやすいまちづくりに貢献できる会社に育てていただくためにも市長には惜しみない協力と努力をいただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わりたいと思います。

それから、これは質問ではございませんけれども、そうですね、これはもう回収するということですから、終わります。どうもありがとうございました。

○議長（瀬口 健君）

皆さんにお諮りしますが、休憩をとりますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

そしたら、休憩いたします。3時10分から再開いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩を閉じまして、一般質問を再開いたします。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

先ほど私が一般質問の資料として、全議員さん、それから市長、副市長、教育長、この3名に配付したかと思いますが、これは後者の中島議員さんが通告なされた質問が今からあるために、回収はそれが終わってからというようなことだったかと思います。

大変失礼なことをお尋ねしておきますが、休憩中にこのことによる資料のコピーとか、こういったことはあっていないですよ、ないですね。（発言する者あり）はい、ありがとうございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）（登壇）

皆さんこんにちは。13番議員の中島です。先ほどの牛嶋議員と重複するかと思いますが、よろしく願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました件につきまして質問させていただきます。

市長のまちづくりの姿勢について3点お伺いいたします。

事項1として、差別的表現問題その後の取り組みについてお伺いいたします。

9月12日の私の一般質問が全国ニュースになりました。翌日は市長の謝罪会見がこれまたニュースになりました。ところで、市長は12日、私に何と言ったか覚えていますか。「そういうとり方をされて残念です」と何度も答弁されました。しかし、13日には謝罪会見を午前中にされました。この12日と13日の間で市長の考えはどう変化したか、お聞かせください。

市長が配布した資料が差別的だと指摘したのは私が最初ですよ。私には、市長は誠実に回答すべきだと思いますが、違いますか。

私は資料を一目見て、これはおかしか、差別になると思いました。ここにいる市会議員な誰でもこれをおかしいと気づきます。市長はこの資料は自作だと9月議会の私の質問に答弁されました。それを自作するとき、これはおかしか、差別になると思わなかったのはなぜですか。校長時代に人権教育を推進してきたのに、なぜこれが人権問題、人権侵害になると思わなかったのか、私は不思議です。その後の経過から、私の考えが正しいことが証明され、市長もそれを認めました。今までの市長の考えが間違っていたかを伺います。また、謝罪会見後の取り組みについても伺います。

タイトル2として、道徳本寄贈は公職選挙法違反に抵触しないのかについて伺います。

9月14日の新聞に、市長によると、市内の15小・中学校の校長が集まった会議やPTA連合会の総会の場で出席者らに計40冊弱を渡したという記事が掲載されていましたが、道徳本は市長が購入したものだというが、道徳本寄贈は公職選挙法違反の疑いがあり、法律違反との指摘を受け回収されたと聞きますが、それで済むのか、伺います。

タイトル3として、みやまスマートエネルギー株式会社調査委員会の結果報告について伺います。

調査委員会は2月に立ち上げられ、7月までにヒアリングも終了されました。11月7日に調査委員会から市長に、13日にみやまスマートエネルギー株式会社に調査結果を報告されたと思いますが、その後、みやまスマートエネルギー株式会社に対してどのような経営改善を

されるのか、伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

中島議員さんの市長のまちづくりの姿勢についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の差別的表現問題その後の取り組みについてでございますが、私が8月26日の市職員研修におきまして、人権上配慮に欠けた文書を資料として使用したことが大きな社会的反響を呼び、市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけいたしましたことに対し、心よりおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

議員のおっしゃるとおり、9月12日の一般質問におきまして、配布文書の内容について差別に当たるのではないかとの御指摘をいただいたにもかかわらず、その問題点に気づくことができずにおりました。

その後、さらに報道機関からも優生思想や差別に当たるのではと同様の御指摘を受けました。そこで、今回の配布文書を見直し、この文書の内容が人権上配慮に欠けているものと気づき、深く深く反省をいたしました。

さらに、13日の朝刊に掲載されましたことから、記事を読まれ、心を痛められた多くの皆様に謝りたいと思い、急遽13日午前中に謝罪会見を開くことといたしましたところでございます。

人権擁護の推進を図るべき市長として、人権に関する理解が十分でなく、多くの皆様を傷つけてしまうこととなり、深く深く反省をいたしております。まことに申しわけございません。

これまでに地域で人権教育に携わっておられる方や学識経験者の方へお願いして、直接、人権の学び直しの機会をいただいております。

この機会を通じて、文書の内容が教育や社会的支援を否定するものであり、人の痛みへの想像力が私自身欠けていたことを痛感いたしました。これからも自分自身勉強を続けていく必要があると感じております。

今後は、二度とこのようなことのないよう肝に銘じ、あらゆる人権問題の解決と、基本的な人権の確立に向けてしっかりと取り組み、市民の皆様との信頼回復に努めてまいります。

次に、2点目の道徳本寄贈は、公職選挙法に抵触しないのかとの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、公職選挙法第199条の2におきまして「公職の候補者等は、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもっても寄附をしてはならない。」と規定されております。

私は、5月9日の小・中学校校長会並びに、10日の市PTA連合会総会におきまして、私費で購入しました教育関連の冊子「あなたも子どももそのままがいい」を参加者に配布いたしました。

私は、教職員のころから、よい本があれば私費で購入し、教育に役立てていただきたく、他の教職員やPTAの方にお渡しすることがありました。

今回、同様の行為をしたことは非常に軽率な行為であったと深く反省をいたしております。本当に申しわけございませんでした。

このたびの不適切な資料配布により、社会的に大きな影響を与えたこと、並びに教育関係者への冊子の配布が政治活動に対して疑念を抱く結果となったことを重く受けとめ、私の給与の減額をさせていただきたいと考えております。

今後は、二度とこのようなことがないように十分留意してまいります。本当に申しわけございませんでした。

次に、3点目のみやまスマートエネルギー株式会社調査委員会の結果報告についての御質問にお答えします。

牛嶋議員さんの答弁と重複いたしますけれども、みやまスマートエネルギー株式会社は、平成27年3月、本市が出資した第三セクターとして設立いたしました。電力システム改革の進展を契機に、太陽光など地域のエネルギー源を有効活用し、エネルギーの地産地消を進めることで、地域電力事業と生活支援サービス事業を融合させたモデルの展開を目指してまいりました。

事業につきましては、高い評価を受けていますが、平成30年12月の市議会一般質問におきまして、みやまスマートエネルギー株式会社とみやまパワーホールディングス株式会社の2社間での利益相反取引の問題への御指摘により、地域新電力調査委員会を本年2月に設置し、電力事業における契約状況、会計帳簿、取締役会の議事録の会議資料等、関係資料の分析・検討を行っていただき、これまで取りまとめ作業に時間を要しておりましたが、11月7日に調査委員会最終報告をいただいたところでございます。

さきの9月議会でお答えしたところでございますが、調査委員会の報告書は、みやまス

マートエネルギー株式会社の取締役会で報告した上で市議会の産業建設常任委員会に報告し、その後、市議会全体への報告を計画いたしております。その計画に従い、11月13日にみやまスマートエネルギー株式会社の取締役会で報告させていただきました。

この調査を行った目的は、みやまスマートエネルギー株式会社が第三セクターとしてこれからも存続していくための健全化のためのものです。

現在、みやまスマートエネルギー株式会社の取締役会で報告書を受けて、今後のあり方を含めた改善策を議論いただいておりますので、その内容が整い次第、議会への報告とあわせて発表する計画でございます。

御質問の今後の改善についてでございますが、市長としてみやまスマートエネルギー株式会社の取締役でもありますことから、調査委員会の報告内容を熟慮した上で改善策を講じてまいり所存でございますので、時間を要していることに対して申しわけなく思っておりますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

答弁ありがとうございました。

私、この差別的な表現の資料については、最初から私は執行部は間違っていると何度か言ったと思います。それは何でか——私が9月12日質問したときは、市長と平行線で答えは出ていないんですよ。新聞に掲載してからですね。最初は私なり議会に報告するのが筋だと思えますよ。10月7日やったと思います。議会軽視じゃないですかと、その前に委員会、総務委員会と文教厚生委員会は謝罪に来ておる。私は産業建設常任委員会の委員長として断りました。議長にも何度か言ったんですけど、全員招集して議会なら議会の場で謝罪するべきだったと思いますが、今どうですか、市長の考えは。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

大変申しわけなく思っております。申しわけありませんでした。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

今言うとは、そういうことでない、市長が言ってきたのと私が言っているのをどう思っていますかということなんです。いいですか。きちんと意味がわかっらん。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中島議員さんがおっしゃることは重々わかっております。当日、議長さんを通じてそれぞれの委員会の先生方に謝罪をしたいということでお願いを申し上げておりましたが、産業建設委員会様のほうからお断りを受けたという状況でございまして、非常にまことに申しわけなく思っております。

議員さんがおっしゃるように、議会の場できちんと謝罪をすべきであったと深く深く反省しております。申しわけありませんでした。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

もうそれだけです。ちょっと次の質問に移らせていただきます。

市長は、この問題は謝罪で終息したと認識されているのではないですか。私は10月7日に全員協議会で謝罪で済むのかと聞いたところ、謝罪では済まないと市長は答えておられます。議会だより発刊により住民の皆さんも知ることにより一段と批判が出ております。特に市のトップ発言として、前教育者としての発言として批判が集中しています。街宣車による抗議もあっております。11月1日には市役所前で抗議していました。SNS、ツイッターでも2万件もの市長に対する批判の投稿が発信されています。まさに市長の優生思想による市長の差別発言によって、みやま市民初め、みやま市をふるさとに持つ方に対してどのような責任をとろうとされているのか、どのような思いでおられるのか、伺います。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

議員御指摘のように、本当に私自身の不適切な資料の配布、そして、私自身が優生思想に

つながるということに関しての理解の不足に関しまして、まことに申しわけなく思っております。

今、しっかり再認識するための勉強も進めておりますし、二度とこのようなことがないよ
うに心に命じ、あらゆる人権差別の解決と基本的人権の確立のためにしっかりと取り組んで
まいりたいと思っておりますし、私自身の反省をしっかりとするためにも、今月上程させてい
ただいております市長の給与減額の条例、どうぞ可決いただきますようよろしくお願い申し
上げます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

けさ、私は10月3日の障がい者の抗議に来られた謝罪会見をちょうど家でビデオに撮って
おりますが、きょうも見てきましたけど、10月3日、障がいを持つ大牟田市、久留米市、熊
本市の市議会議員の方が市長に抗議に来られました。そこでも市長は謝罪されております。
しかし、3人の市議さんは市長にあきれて帰られております。

新聞にはこう書いてありました。むなしかった、市長に思いが伝わらなかったと、こんな
感想を持たれて帰られました。この記事を読んで、私はみやま市の市議会議員として情けな
かった思いです。謝罪を求めに来ていません。市長が障がい者をどう思っているかを聞かせ
てくださいと頼んでいるのですとも記事にありました。

市長は、この3人の方々に謝罪を繰り返すのみだったとも記事にありますが、松嶋市長に
改めて伺います。障がい者に対してどう思っておられるのか、先祖が悪かけん身体や精神に
問題が起きると思っているのですか、伺います。そこをきょうははっきり聞かせてください。
多くのみやま市民も全国の人々も思っているはずです。お願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、中島議員が御指摘いただいたことに関しまして、障がい者の皆様に関しましては、先
祖がどうのこうのとか、そういうことは一切ないと思っておりますし、本当に不適切な資料
であったと思います。まことに申しわけないという気持ちで謝罪を申し上げておりました。

今後は、またさらに勉強いたしまして、差別のない住みやすいみやま市づくりに一生懸命

励まさせていただきたいと思っております。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

市長は謝罪するばかりで、本当に反省しているか私も疑います。あの10月9日の朝日新聞の記事を読みますと、市長の資質に深刻な疑いを持ってしまい、9月13日の謝罪会見で表明した優生思想の問題点を専門家から学ぶとの約束を1カ月近く経過してもいまだに果たしていないと批判されている。何で1カ月も放置したのですか。市長は謝罪会見で人権問題は最優先で取り組むとも発言されているのに、なぜ最優先に取り組まなかったか、伺います。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

講師の先生等を調整していく中で、なかなか時間の調整がとれませんでした。そして、10月に入ってから勉強をしっかりと進めるようにしてきております。現在7回ほど学識経験者、それから人権同和にかかわった方に御講話をいただきながら、優生思想に関する勉強を、誤りであると、あの資料自体も信憑性に欠けるということも含めて勉強をしてまいっております。本当に私の使用しましたあの資料については、まことに申しわけなく思っております。私の本当に思慮不足、配慮不足でございました。まことに申しわけございませんでした。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

10月3日の障がい者の方も一緒なんです。そのとき全然答弁されていないでしょうが、そして、多分10月25、26日だったと思いますが、ちょっとこの前、6市議会の議員研修会でもちょっとお聞きをしたんですが、ある抗議に来られた市会議員さんが会ってくださいと。だけど、11月、12月は忙しいと断られましたということやったんです。何でそんな、障がい者のこと、最初に取り組むて、何で二、三カ月も先延ばしにする。どうも1月に先延ばしされたそうですよ。それは何でですか、そんなに忙しいんですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

非常に公務が立て込んでおりまして、私自身なかなか時間がとれていない状況でございますので、1月ということで設定を今進めているところでございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

1月はっきり答えを出してください。

それと、先ほど言われたように、11月5日、11月22日、専門家から、きょうは7回で、誰に、何の専門家なのか、どういう話を聞かれたのか、それをちょっと教えてください。先生の名前でもいいですから、よかったら日にちも。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お一人は県の人権同和問題に関する指導主事を長年された方でございます。教育関係者の方で、非常に造詣の深い方、その方から3回御講話をいただきました。そして、県の人権同和に係る研修をされる講師の先生を紹介いただいて連絡をいたしまして、大学の先生2名にそれぞれ2回ずつ御講話を受けております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

どういう内容で、どう感じましたか、それをちょっとお願いします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

県の先生からは、誰もが持つ偏見や差別意識ということに関しまして、差別の捉え方、個々の努力、頑張りではいかんともしがたいことで、不利益な取り扱いを受けること、不利益をこうむることとか、日本社会の差別、そして、抑圧、弾圧、排除、こういうことが強いこととか、また、自分の大切さとともに他人の大切さを認めること、日本国憲法にあります

基本的人権の尊重等も含めて、あと福岡県障がい者を理由とする差別解消の推進に関する条例、また、自分で気づき、考え、行動する差別の現実学ぶ、当事者に学ぶ、現地に学ぶ、事象に学ぶ、体験的に学ぶということも含めて、頭だけの理解ではできないと、そして、私自身この研修の中で、ああ、これが欠けていたのかなと思うのが、やはり人様のお心が思われるその痛みへの想像力、これが私自身欠けていたのかということ、非常に反省をしているところでございます。

また、大学のお一人の先生からは、優生思想と人権ということで、優生思想の歴史、また、優生学と優生思想とはまた違うということ、また、私が提示しましたジューク家系の調査については優生思想につながるということ。改善するために環境の改善、教育の否定ということにつながっている、ジューク家系のこの信憑性も問われるということ、非常にこの資料については誤解を生じるよくない資料であるという御指摘を受けて、私自身、認識が本当に足りなかったということです。

もう一人の先生からのお話は、国際的に見た人権の状況ということで、日本の人権の状況とか、それから障がい者差別に関する問題、そして菊池恵楓園、熊本に関するハンセン病に関する差別のこととかも実際先生が見聞きされて対応してきたことに関して勉強をさせていただきました。非常な御苦勞の中で苦しい中で過ごされてこられたことに関して、私自身本当に心を痛め、まことにこの資料に関しては誤解を与え、本当に申しわけなく、深く深く反省をしているところでございます。

失礼します。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

市長は自分で資料をつくってあるじゃないですか。私はこれをもって、これは後ろのほうに多分あったと思います。私はこうこう見よってもすぐわかりましたよ、これはおかしいな。だけど、市長がわからなくてこれ、自分で編集しているということは、もう私と市長が思想が全然違うから、そんな簡単に直らないですよ。市長聞きよったら、直るような感じに聞こえますけど、70近くになって、私も性格は直らないけど、市長は直りますか、おたくの思想は。

何で私が市長に言うのかですね、市長が市長じゃなかったらいいですよ、だけど、みやま

市の市長は公平・公正に市政をしていかにかいかなでしようが。右側の思想だから、私はこう戻そうとしよったけど、全く12日は、あの場でも、こんな大きい本を持って、またこれをもっといい話があると、そこまで私は出したことを覚えていませんか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

しっかり勉強することによって私自身考えを改め、改善し、市政のために頑張らせていただきたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

私は市長の思想は直らないと思います。もう教職に40年ついて、3年前も言っているでしょう。7年前も、現役の校長のときなんですよ。そして、この前も、先ほど牛嶋議員じゃないけど、最終日に市長の辞職勧告で、この8人の議員さんはほとんど市長は人権問題の先頭に立ってくださいと、市長の反対をされた議員なんですよ。この議員さんたちに対してどう思いますか。市長。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

議員様たちの御指摘に関しましては真摯に受けとめながら、これからの市政にしっかり人権意識を持って、また、基本的人権を尊重しながらこの市政の安全・安心のまちづくりにしっかり頑張ってまいりたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そういう考えだったら、先ほど牛嶋議員も言われたけど、11月30日の人権啓発講演会に私は出席するべきだったと思いますよ。市長が行かなくても、そのために副市長とかおられるじゃないですか。市長が一番聞くべき講演会やなかったかと思いますが、その辺どうですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

おっしゃることは重く受けとめます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

わかりました。先ほども言いましたように、市長は3年前、私立中学校、高校の教頭をしていたとき、教職員の研修で同一の資料を配布して講話しておられます。また、7年前も中学校の校長時代の保護者会で同じ内容で講話をしたと聞いております。というのは、この資料は松嶋市長の信念、考えの基本でしょう。その基本のどこが間違っていたかを伺います。この資料のどこが間違っているのか、教育者時代間違った信念で教育していたという考えはございませんか。反省はしないのですか。抗議されたら、ただ謝罪するだけなのですか。この資料のどこが差別的表現なのか、ちょっと教えてください。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は、その資料に関しまして、本当に捉え方、考え方が浅はかだったと考えております。

遺伝によってその形質がつながっていくということに関しましては、それはおかしいということです。そこが私自身が捉えられていなかった分でございます。まことに申しわけございません。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そうしたら、そのときはやっぱりわからなかったんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら、もう障がい者の方にも1月にはそういうふうな説明をしてください。

それと、10月3日のニュースで流れておりましたが、責任をとって市長給与を12月議会で減額すると言っておられましたが、今議会に提案がございましたが、金銭で解決できないという答弁もいただいておりますが、根拠はきのう末吉議員が聞かれましたとおり、近隣の自治体を参考にしたとお聞きしますが、こういった事例を参考にされるか、ちょっとお伺い

たします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

給与減額条例に関しましては、期間についての考え方で、セクハラ疑惑2割、日赤募金の紛失2割、それぞれ2カ月、闇専従職員189人、3割3カ月、口座引き落とし未遂1割1カ月、職員の個人情報漏洩1割2カ月、下水道事業の過大借入、土地収容手続未遂2割3カ月、下水道無断接続負担金徴収漏れ3割1カ月とか、期間についての考え方はさまざまでございますが、私自身2割減、3カ月ということを選択させていただきました。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

ある方が言われた言葉が、市長が減給処分をみずからに科する場合は監督責任を問われたときである。市長自身の失敗による責任のとり方は辞職することしかない、こういうことを言われた方がおられるんですよ。

今度の障がい者の人々や貧困に苦しむ人々、その他多くの社会弱者を傷つけた方々に差別文書、それと、この後質問いたします道德本の寄附行為を受けての530千円、これで済まないと言っておられるが、どうされるんですか、その後は。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今後二度とこのようなことがないように肝に銘じて、あらゆる人権問題の解決、基本的人権の確立に向けてしっかりと取り組みたいと思いますし、配布文書に関しても非常に軽率な行為であったと深く深く反省しております。この2つを含め、2つの内容で私の給与の減額をさせていただきたいと考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

給与の減額以外は謝罪で済ませるということですね。

そしたら、タイトル2の道德本の件で、5月校長会で道德本を市長が渡されたということ
でいいですね。

そうしたら、9月17日、9月の議会中だったと思いますが、臨時校長会を誰が招集された
のかとお聞きしたら、多分待鳥教育長と聞いたんですが、これは間違いですか。ちょっとお
伺いいたします。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

校長会は、定例を含め臨時等の招集は教育長が行っております。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そしたら、それは何のために議会中に臨時校長会を開かれたんですか。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

9月17日に行っておりますが、やはり松嶋市長の配布文書を受けまして、非常に重大な問
題であるというふうに私自身捉えました。そして、やはり何よりも子供さん、子供たち、そ
して保護者、地域住民、または教職員の方が非常に心配をされておるんじゃないかというこ
とで、この配布文書についてやはり差別的表現があるということを指摘して、9月議会で中
島議員さんのほうから私のほうにもそのことについて質問がありましたので、お答えをしま
したけど、十分答え切れていなかったということと、やはりこの文書をしっかり読んでみた
ら、先ほど申しましたように差別的表現が非常に多いということで、優生思想の危うさとか、
一人一人を大切にするとか、みんなの違いを認めるとか、そういうことをお話し申し上げま
した。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これは市長、一応配布して公職選挙法に抵触するという事で回収されたと思います。これで済むんですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

配布からの時点で4カ月経過しておりました。本を配布した行為が公職選挙法で禁止されている寄附の禁止に抵触するおそれがあると気づいたので、先ほどの御質問のあれは教育長に速やかに回収するため教育委員会に相談し回収をお願いしたところでございますし、臨時校長会にも出席して一連の報道についておわび申し上げ、回収をお願いするとともに、PTAの役員の皆様への連絡及び回収について、あわせてお願いをしたわけです。そして、その回収について公職選挙法違反ということに関しましては、本当に私自身の認識の甘さでございましたので、深く深くそれはおわび申し上げ、今後二度とそういうことがないように心してまいりたいと思っております。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

市長は前教育者として、例えば子供が物を盗んだと、家に持ち帰って、親から言われて返しに行ったとしますよ、それと一緒になんですよ、これで子供も済むと思いますか。先生——教育者としてどう思われますか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

議員おっしゃるように、非常に私自身まことに申しわけなく思っております。

以上です。

休憩を閉じて一般質問を再開いたします。

中島議員のほうからの発言を許します。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

先ほどの発言は匿名でもありますし、発言を取り消します。

○議長（瀬口 健君）

一般質問を続けてください。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

それでは、タイトル3のみやまスマートエネルギー株式会社の件についてお聞きします。

市長は、就任後みやまスマートエネルギー株式会社の顧客が何件ぐらい九電に移られたかわかりますか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

坂田部長が答えます。

○議長（瀬口 健君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

みやまスマートエネルギー株式会社の近年直近の1年間の契約の増減状況をお知らせいたします。

高圧と低圧とございまして、高圧で1年間でマイナス10件、市内だけに限りますと106件が96件になっております。ただ、低圧でございまして、こちらは1,084件が1,231件になっていまして、プラス147件でございます。1年間の動きは今申し上げたとおりでございます。市内の件数です。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

私もみやまスマートエネルギー株式会社のほうにもちょっとお聞きしたんですが、大体1年間232件、そうすると今期ですね、4月から9月で約183件、金額にして240,000千円の売

り上げが減少ということをお聞きしております。この売り上げの減少の件について、筆頭株主としての松嶋市長の意見を伺います。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

この減少につきましては、やっぱりいろんな原因があると思っております。当然この調査チームを立ち上げてからのいろんな社会的反響もございまして、また、電力の自由化等がかなり進んで、来年からは完全自由化ということでもございます。

その中で、大手電力会社はかなり事業所等にかかわる電力料金の値下げ等の攻勢がかかっているということがございます。ですから、電力料金の買い取り、そして販売につきましては、非常に今過当競争であるということもございますので、その中で減少、増加を繰り返しながらやっているという状況でございますので、ある面、この調査チーム、新電力調査委員会のことも含めまして、減少というのは影響は少なからずあるものと受けとめております。

しかしながら、この調査結果をもとに、改善策をもとに、さらにみやまスマートエネルギー株式会社、みやまの電気が発展するようにはしていかなければならないと考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

それと取締役会の件についてお伺いいたします。

みやまスマートエネルギー株式会社の社員の方から産建委員会に相談がございまして、いろいろ聞く中で、その方がNTTデータの件で打ち合わせして、金額が、ちょっと例えて言うなら、月1,000千円のを400千円ぐらい、3年間交渉されたと、だけど、これがことしの3月まで、4月からこれを1年間のあれに上げていなかったということで、再三市長のほうから取締役会で謝罪しても済まないということを言われて体調を崩されてあるのはわかりますか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そのことに関しては私は存じ上げておりません。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

私は診断書のコピーもいただいているんですよ。4月の取締役会するとき、市長はパワハラやないけれども、相当言われたみたいと聞いております。それで先ほどの牛嶋議員じゃないですけど、産建委員会は所管の委員会でもありますので、今月から取締役会に傍聴に行きたいと思っております。どっちの話が本当か、私は相手の社員の方の資料を全部もらっていますよ。そうしたら、市長全く言っていないなら、先月の27日の取締役会ではどう言われましたか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ちょっとその真意がよくわからない部分がございますけれども、データをお支払いする会社のお金について4月からの分の支払いが滞っていると、それが最初の3年間はかなり割り引いた金額で、そして、3年目からは大きく値上がりするということを失念していたということが7月の取締役会で述べられました。それが本当に大きい金額でございましたので、それを失念するということは会社経営上、社長としていかなものかなと、それを後で追認してほしいということを申し述べられましたので、それについては私は穏やかにお話し申し上げ、その忘れていた失念、これもかなりの金額でございますので、会社経営としては大きな問題でございます。ですから、そのことに関してはしっかり責任もあるんじゃないですかということは申し上げたんですが、ほかの取締役等も全員おる中で私は穏やかに申し上げたつもりでございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

再三謝罪をしてある中で、市長はそういうことを言われたと聞いておりますし、11月27日、

11月中に金を納めなかったら市内市外お客さんに迷惑かかりますよと、迷惑かかってもいいと言って、はいと返事されたと聞いておりますよ、どうですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そういうことは一切申し上げておりません。消費者の方に御迷惑をかけるようなことは一切そういうことはできるはずがありませんので、そういうことは私は申し上げてはおりません。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

相手の方を読み上げますよ。社長はシステムをとめたらお客様に迷惑がかかる。今年度は今までの経緯を理解して支払いを認めてほしい。お客様に迷惑をかけることになってよいのですかと市長に尋ねたときに、小さくはいと答えられました。そのとき、結局、NTTデータに金を支払わにやいかんと。だけど、その金はみやまスマートエネルギー株式会社が貸すからそれで払ってくれて、そして、みやまパワーホールディングスの株を担保にて、そういうことを言っていないですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そういうことに関しては申し上げておりません。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

本当に申し上げていないとですね、ここに書いてありますよ。これ、市長間違いないですね。

○議長（瀬口 健君）

いいですか。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その件については、担保ということに関しては、みやまパワーホールディングスに対して貸し付けるというようなことは申し上げて、そして、その貸し付けが担保になるのか云々については、またその場におられたほかの役員さん等の意見もございましたけれども、社長さんからは支払いができなくなるからどうしても追認してほしいと、利益相反を追認してほしいという部分がありましたが、それが払えなくなると電力の需給管理が滞るから困るということで再三言われた部分はあります。そして、お金を出さないということを申し上げているわけではございません。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

聞いた話と全然、さっき市長は言っていないと言われたじゃないですか。

そして、結局、みやまパワーホールディングスの株を担保に、そう言われたんでしょうもん。そしてその後、市長、よおっと聞いてください。その後、市長、社長をのこして監査委員さんかな、その方を入れて、これやったらもう会社は潰れますよと、数千万円のあれと聞いておりますよ、これを納めなかったら。それに市内外のお客様に迷惑がかかると社長が言っとるのに、いいですか、はいて書いてありますよ、これを見てんですか。

○議長（瀬口 健君）

いいですか。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

はいと言ったことは、そういうのを認めたつもりは全くございません。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

先ほど牛嶋議員の話とも重複しますが、市長はみやまスマートエネルギー株式会社はみやま市で経営するようなことをある方に相談してあるじゃないですか。市長、金は出しても経

営には携わってはいけませんよ、市は。職員も使ってNTTデータに、みやまパワーホールディングスをのこして、みやまスマートエネルギー株式会社と直接契約してください、そういうことを職員は動いているじゃないですか。坂田部長どうですか。市長でもいいですよ。

○議長（瀬口 健君）

ちょっと待ってくださいね。市長名指しをしてください、どなたか。市長。

○市長（松嶋盛人君）

副市長が答えます。

○議長（瀬口 健君）

副市長。

○副市長（宮寄敬介君）

先ほどの委託の関係とかにつきましては、どういう形でお支払いする方法があるかということではいろいろな御提案を多分お互いの中で協議をしました。実際お客様のほうにかかわることですので、なるべくお互いのところで社長さんとかの御説明とかもあった中で、どういう形で着地が見出せるかという、いろいろな御提案とかをお互いした分はございます。

また一方で、実際今後の事業継続とか、どういう形でお互いに進めていくのがいいのかという話の中でいろいろした分がございますけど、また、会社の中のことでございますので、詳細についてはちょっと御説明のほうを控えさせていただきたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

市長、さっきの答弁いいですか、NTTデータの件。

○議長（瀬口 健君）

立ってもう一度言ってください。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

さっきのNTTデータの件ですね、職員が2人みやまパワーホールディングスをやめて、みやまスマートエネルギー株式会社と契約してください、そういうことを職員2人は言っていないですか。2人かわからないけど。

○議長（瀬口 健君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

電力の需給というのはとても大切なものでございまして、NTTデータという会社のシステムを今使わせていただいています。その内容が今お話の件でございますけれども、もしそれがとまった場合に非常に大きな影響があるということを認識をいたしておりました。調査委員会の協議を始めたときと同時でございますけれども、いかにして事業を継続するかと、いかにして事業を継続するかという観点で、もしものときにどうするかということを含めて、市の職員が会社に接触して、こういうこともできますかというお話を、すぐ変えてくださいという話はしていないと思います。もしものときにこういうことがあった場合には、引き続きそのシステムを使うことができますかというようなことで御相談申し上げていると思いますので、あくまでも事業継続を念頭に職員のほうで当たらせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

私が聞いているのは、職員の方がみやまパワーホールディングスと直接契約しているのをみやまスマートエネルギー株式会社で契約、そして、みやまパワーホールディングスには黙っとってくれということと言われたということを知っている。だから、市長にさっきも言うた、みやまスマートエネルギー株式会社は市で経営するんですか。さっき言うてもうそばっかり言っているから、ちょっともう市長は信用できませんけど、これは市で経営するんですか、みやまスマートエネルギー株式会社は。ノウハウもわからん方が経営にも口を出して、みやまスマートエネルギー株式会社は潰れますよ、潰す気ですか、最後お伺いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

みやまスマートエネルギー株式会社はしっかり守っていかないといけないと思っております、第三セクターとしてですね。ですから、その面でいろんな調査をすることによって健全化を図る。その提言もいただいておりますし、今、取締役会でその提言に基づきその対応策を考えているところでございますので、それに沿って今後経営の健全化をさらに図ってま

いりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

はい、最後。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

今月、産建の委員会として取締役会の傍聴に行きたいと思えます。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（発言する者あり）

○議長（瀬口 健君）

どういふことでしょうか。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今、通告の一般質問は、私を含めて5名、最後の中島議員さんも終わられたわけですが、ちょっと私がお尋ねいたしたいのは、今まで私が不肖議長をさせていただいて、副議長、荒巻副議長ですね、議会運営にいそませていただいた経緯がございます。

きょうそれぞれの議員さんの一般質問に対して、先ほど来、議運の委員長でもあります前原議員が、それぞれの議員さん、通告された議員さんが質問を終わられて答弁をいただくときは事務局のほうから答弁書をいただくわけですね。この答弁書を持ってあったもので（「通告書です」と呼ぶ者あり）通告書ですか、失礼しました。通告書だそうです。

○議長（瀬口 健君）

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議はあす12月6日となっておりますので、御承知おき願います。

午後4時28分 散会